

平成18年9月28日
関東農政局

平成17年度市民農園の運営・管理、廃園理由に関するアンケート調査結果 (関東農政局管内)

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」において、市民農園等における農業体験や交流活動の取組の推進を掲げ、各種施策を実施している。今後は、田舎暮らしや農作業体験に関心を持つ団塊の世代の退職者への対応、食育の推進、農作業による高齢者・障害者の福祉活動、農村の高齢・過疎化が進むなかで都市と農村の交流による地域活性化などの観点から、市民農園の一層の整備・利活用が望まれている。特に関東管内には、全国3,001農園の51%の1,540農園（16年度末現在）が開設され、その期待には大きなものがあると考えられる。

本アンケートは、管内の市民農園の実態・課題・方向性を明らかにするため、「平成17年度市民農園開設状況調査」（関東農政局農村計画部農村振興課調べ）を母集団として地域・規模等で階層別に抽出した337開設主体（294開設主体から回答）及び近年廃園があった13開設主体（11開設主体から回答）を対象に、平成18年2月～3月にかけて市民農園の運営・管理、廃園理由に関するアンケートを実施し、回答を得た結果である。

なお、複数の農園を開設している開設主体は、設問のうち「貴農園について」の間では当方から指定した農園について、「開設主体において」の間では複数の農園で該当する事項について回答している。

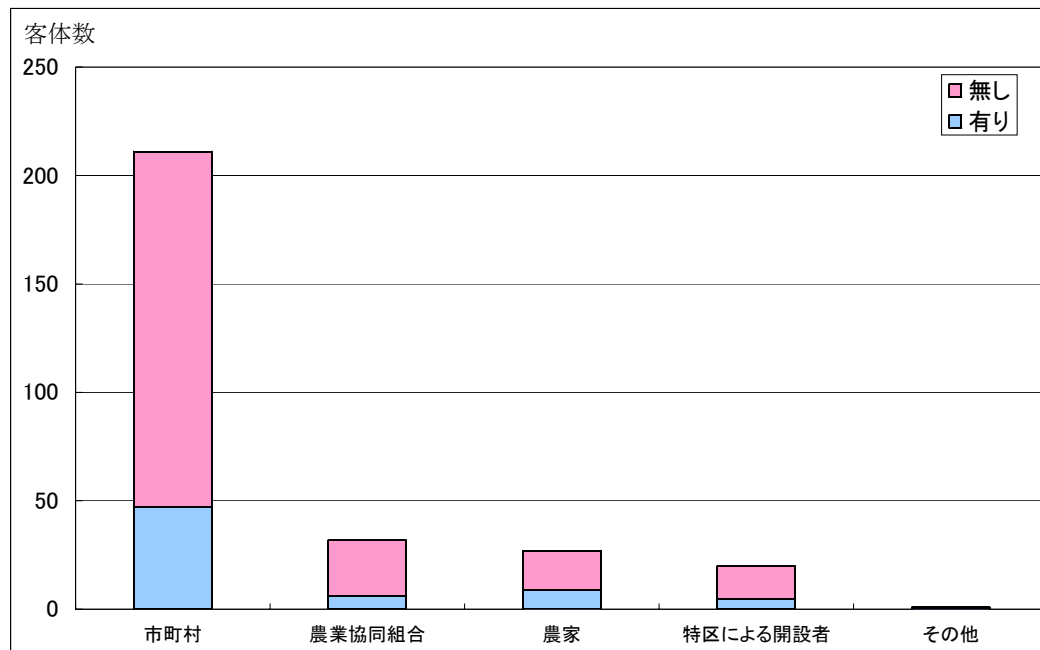
I 運営・管理に関するアンケート調査結果

1 農園の基本的属性

問 1 (1) 開設主体における体験農園の併設の有無について（1つ回答）

体験農園の併設の有無について聞いたところ、「有り」（農園に隣接していない場合も含む。）は23%、「無し」は77%となっている。

図 1 - 1 体験農園の併設の有無（開設主体別）



注：1) 特区による開設者とは、構造改革特別区域法に基づき開設している市町村及び農協以外の開設主体。ただし、17年9月1日から特区の全国展開により、多様な主体による市民農園の開設が可能（以下同じ）。

2) その他とは、特区による開設者以外の NPO、株式会社等の開設主体。

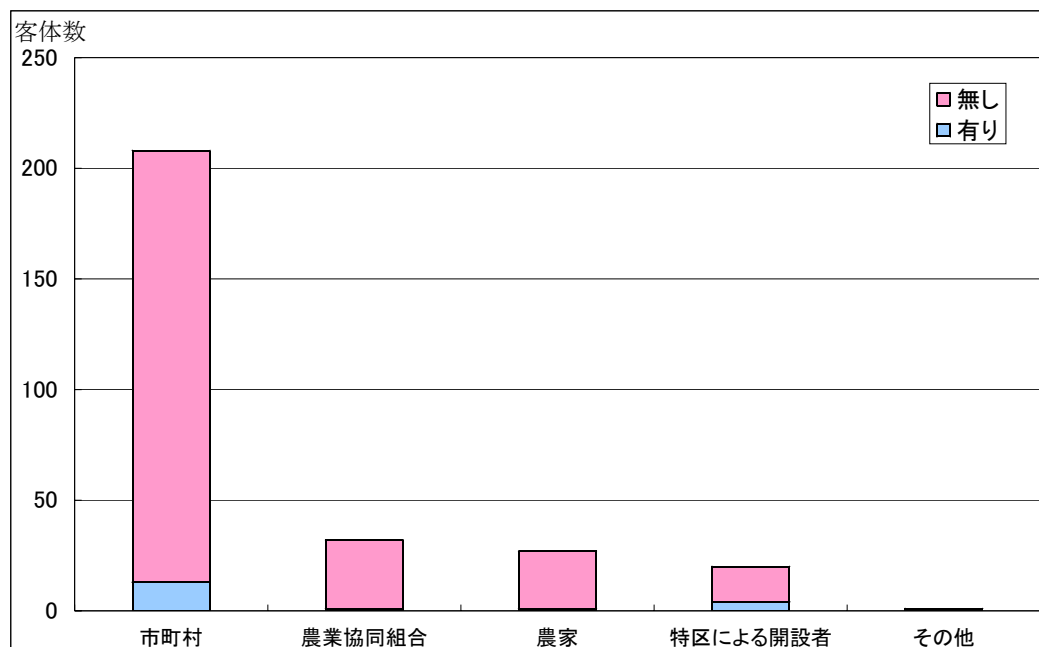
開設主体	体験農園の有無		計	構成比
	有り	無し		
市町村	47	164	211	73%
農業協同組合	6	26	32	11%
農家	9	18	27	9%
特区による開設者	5	15	20	7%
その他	1	0	1	0%
計	68	223	291	100%
構成比	23%	77%	100%	

注：無回答 3 客

(2) 開設主体における水田の有無について（1つ回答）

水田の有無について聞いたところ、「有り」（棚田等をありのままの状態ですす場合も含む、また、農園に隣接していない場合も含む。）は7%、「無し」は93%となっている。

図1-2 水田の有無（開設主体別）



開設主体	水田の有無		計	構成比
	有り	無し		
市町村	13	195	208	72%
農業協同組合	1	31	32	11%
農家	1	26	27	9%
特区による開設者	4	16	20	7%
その他		1	1	0%
計	19	269	288	100%
構成比	7%	93%	100%	

注：無回答 6 客体

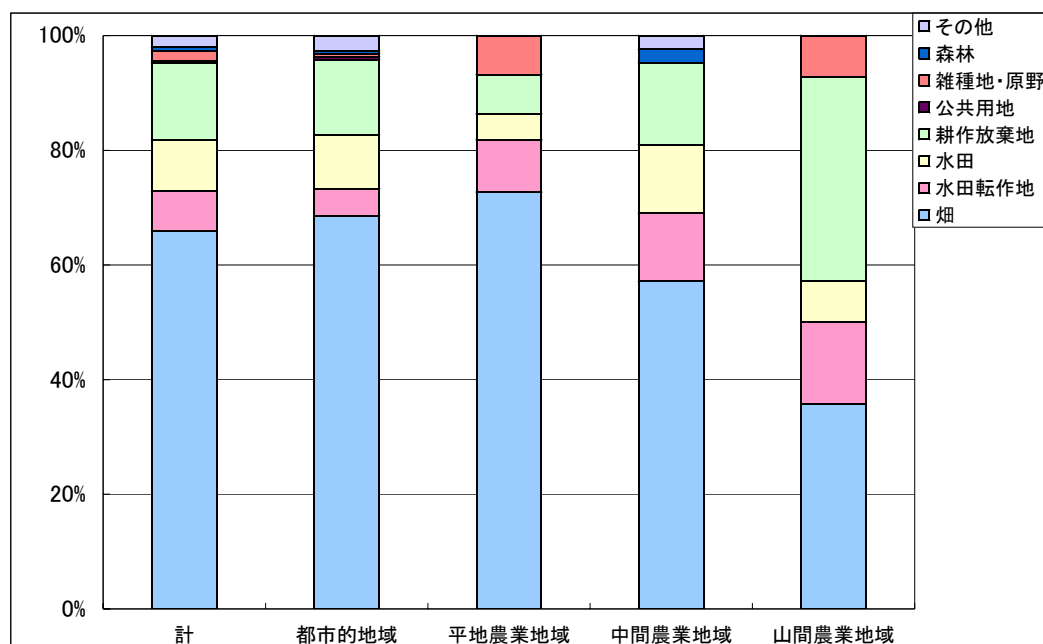
2 農園の立地条件

問2 農園開設前の主な土地利用状況について(1つ回答)

農園開設前の主な土地利用状況は、「畑」が66%と最も多く、次いで「耕作放棄地」13%、「水田」9%となっており、これらで9割を占めている。

農業地域類型別にみると、「畑」が占める割合は、平地農業地域73%、都市的農業地域69%、中間農業地域57%となっている。また、「耕作放棄地」が占める割合は、山間農業地域では36%と最も高くなっており、山間農業地域では耕作放棄地解消対策として市民農園を活用している割合が高い。

図2 農園開設前の主な土地利用状況（農業地域類型別）



土地利用状況	畑	水田転作地	水田	耕作放棄地	公共用地	雑種地・原野	森林	その他
農業地域類型								
都市的	131	9	18	25	1	1	1	5
平地農業	32	4	2	3		3		
中間農業	24	5	5	6			1	1
山間農業	5	2	1	5		1		
計	192	20	26	39	1	5	2	6
構成比	66%	7%	9%	13%	0%	2%	1%	2%

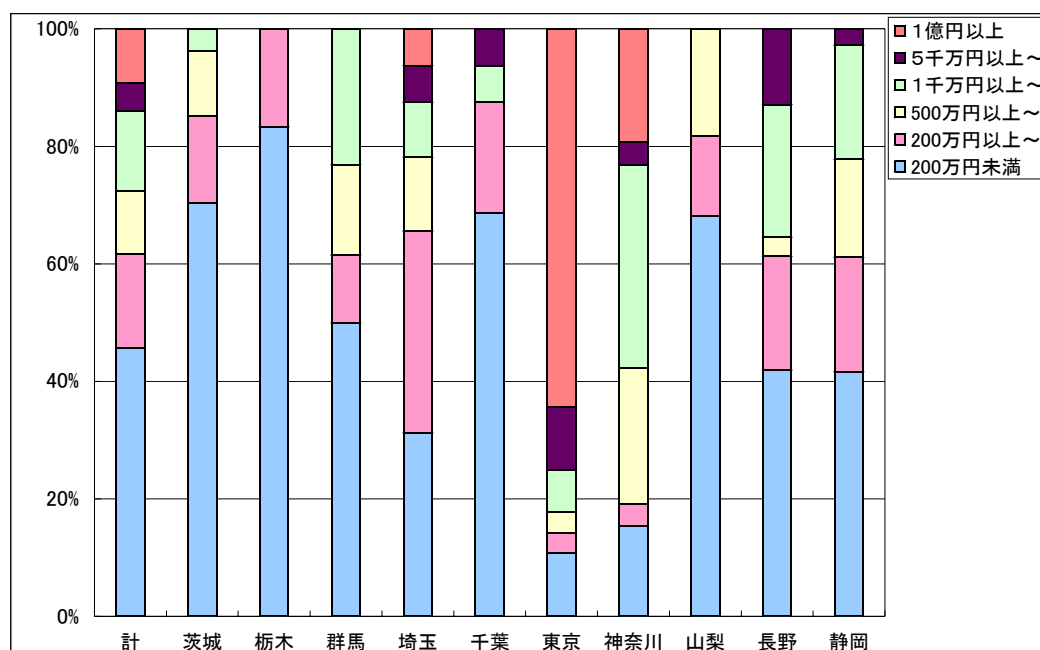
土地利用状況	計	構成比
農業地域類型		
都市的	191	66%
平地農業	44	15%
中間農業	42	14%
山間農業	14	5%
計	291	100%
構成比	100%	

注：無回答3客体

問3 農園周辺の農地のおおよその地価について（1つ回答）

農園周辺の農地地価（万円/10アール）の状況は、「200万円未満」が46%と最も多く、次いで「200万円以上500万円未満」16%、「1千万円以上5千万円未満」14%の順であった。都県別にみると、栃木県、千葉県、茨城県、山梨県では、「200万円未満」の割合が高く、それぞれ83%、79%、70%、68%となっている。また、東京都では「1億円以上」（64%）、神奈川県では「1千万円以上5千万円未満」（35%）、埼玉県では「200万円以上500万円未満」（34%）で高くなっている。首都圏をかかえ土地価格の高い都県では、農園周辺の農地価格も高いことがわかる。

図3 農園周辺の農地価格（10a当たり）（都県別）



周辺農地価格	200万円未満	200万円以上～	500万円以上～	1千万円以上～	5千万円以上～	1億円以上	計	構成比
都県								
茨城	19	4	3	1			27	10%
栃木	10	2					12	4%
群馬	13	3	4	6			26	10%
埼玉	10	11	4	3	2	2	32	12%
千葉	22	6		2	2		32	12%
東京	3	1	1	2	3	18	28	10%
神奈川	4	1	6	9	1	5	26	10%
山梨	15	3	4				22	8%
長野	13	6	1	7	4		31	11%
静岡	15	7	6	7	1		36	13%
計	124	44	29	37	13	25	272	100%
構成比	46%	16%	11%	14%	5%	9%	100%	

注：無回答22客体

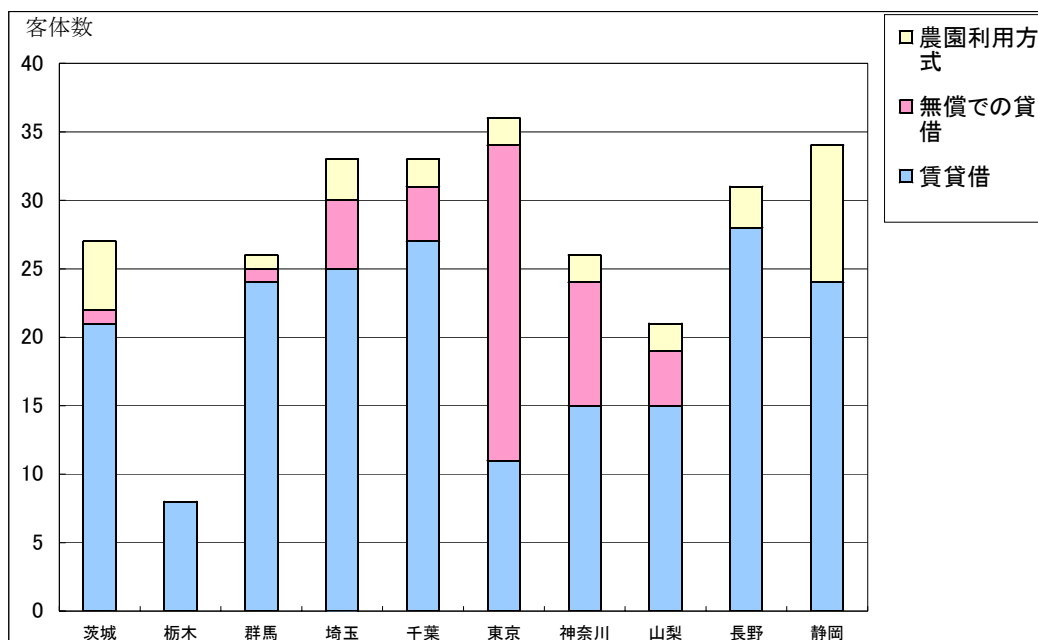
3 地権者との農園農地の利用関係

問4 農園の農地利用の主な権利関係について（1つ回答）

農地利用の権利関係は、「賃貸借」が72%と最も多く、次いで「無償での貸借」17%、「農園利用方式」11%の順となっている。

都県別にみると、東京都、神奈川県では「無償での貸借」の割合が高く、それぞれ64%、35%であった。また、「賃貸借」の割合が高い都県は、栃木県100%、群馬県92%、長野県90%、千葉県82%となっている。

図4 農地利用の主な権利関係（都県別）



権利関係	賃貸借	無償での貸借	農園利用方式	計	構成比
都県					
茨城	21	1	5	27	10%
栃木	8			8	3%
群馬	24	1	1	26	9%
埼玉	25	5	3	33	12%
千葉	27	4	2	33	12%
東京	11	23	2	36	13%
神奈川	15	9	2	26	9%
山梨	15	4	2	21	8%
長野	28		3	31	11%
静岡	24		10	34	12%
計	198	47	30	275	100%
構成比	72%	17%	11%	100%	

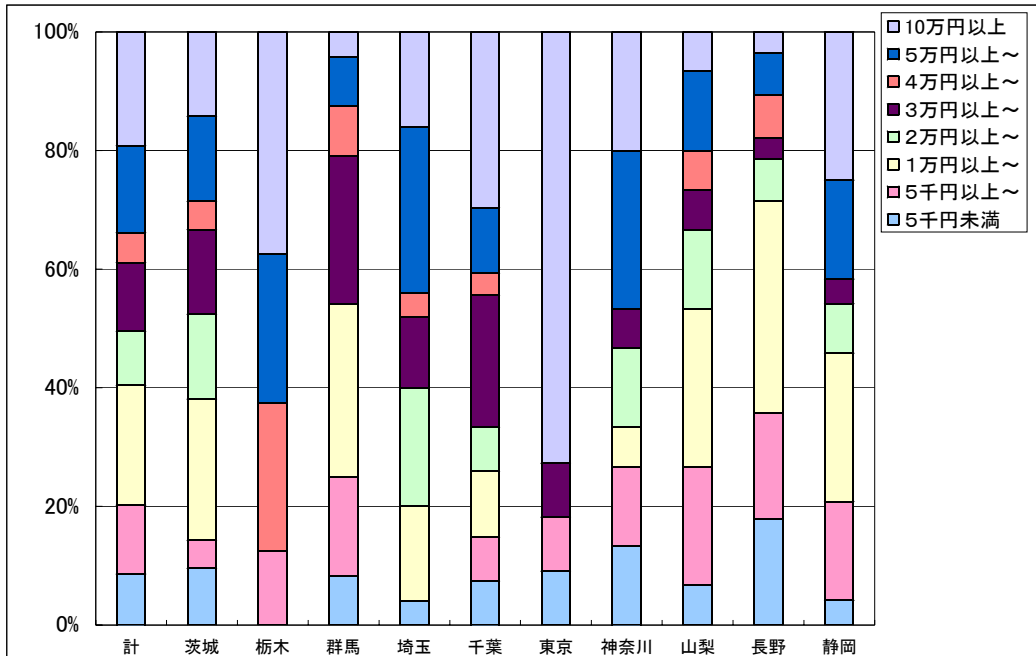
注：無回答19客

問5 賃貸借による場合の借地料について（1つ回答）

農園の土地利用の主な権利関係について、賃貸借による場合の借地料（年額/10アール）の状況は、「1万円以上2万円未満」20%、次いで「10万円以上」19%、「5万円以上10万円未満」15%の順であった。

農園周辺の農地価格（万円/10アール）別に借地料の状況を見ると、農地価格が「200万円未満」での借地料は、農園数も多いことから5千万円未満から10万円以上までの各階層でまんべんなく設定されている。また、農地価格が200万円以上5千万円未満の各階層では、借地料「1万円以上2万円未満」が3割を占めている。さらに、農地価格が「1億円以上」では、5万円未満の借地料設定はみられず、借地料はほとんどが「10万円以上」となっており、農地価格が高くなるにつれて借地料も高くなる傾向がみられる。

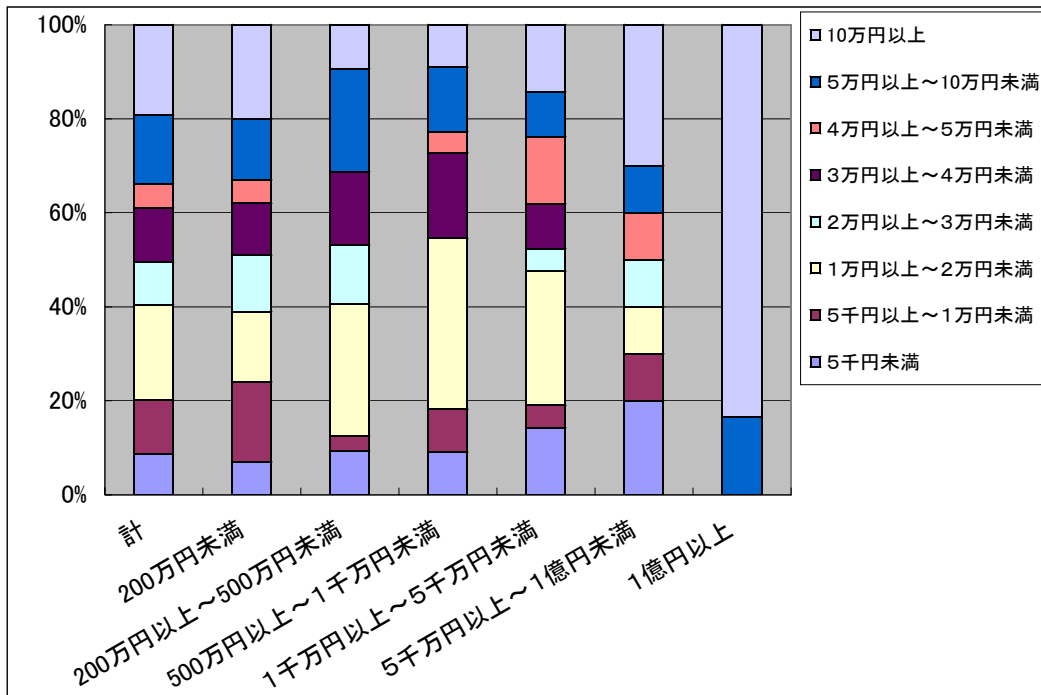
図5-1 借地料（都県別、年額/10aあたり）



都県	借地料									計	構成比
	5千円未満	5千円以上~	1万円以上~	2万円以上~	3万円以上~	4万円以上~	5万円以上~	10万円以上			
茨城		2	1	5	3	3	1	3	3	21	11%
栃木			1					2	2	8	4%
群馬		2	4	7		6	2	2	1	24	12%
埼玉		1		4	5	3	1	7	4	25	13%
千葉		2	2	3	2	6	1	3	8	27	14%
東京		1	1			1			8	11	6%
神奈川		2	2	1	2	1		4	3	15	8%
山梨		1	3	4	2	1	1	2	1	15	8%
長野		5	5	10	2	1	2	2	1	28	14%
静岡		1	4	6	2	1		4	6	24	12%
計		17	23	40	18	23	10	29	38	198	100%
構成比		9%	12%	20%	9%	12%	5%	15%	19%	100%	

注：対象客体は、問4で農園の農地利用の主な権利関係について、賃貸借と回答した198客体。

図5-2 借地料（周辺農地価格別、年額/10a当たり）



借地料	5千円未満	5千円以上～	1万円以上～	2万円以上～	3万円以上～	4万円以上～	5万円以上～	10万円以上
周辺農地価格								
200万円未満	7	17	15	12	11	5	13	20
200万円以上～500万円未満	3	1	9	4	5		7	3
500万円以上～1千万円未満	2	2	8		4	1	3	2
1千万円以上～5千万円未満	3	1	6	1	2	3	2	3
5千万円以上～1億円未満	2	1	1	1		1	1	3
1億円以上							1	5
計	17	22	39	18	22	10	27	36
構成比	9%	12%	20%	9%	12%	5%	14%	19%

借地料	計	構成比
周辺農地価格		
200万円未満	100	52%
200万円以上～500万円未満	32	17%
500万円以上～1千万円未満	22	12%
1千万円以上～5千万円未満	21	11%
5千万円以上～1億円未満	10	5%
1億円以上	6	3%
計	191	100%
構成比	100%	

注：1) 対象客体は、問4で賃貸借と回答した198客体。

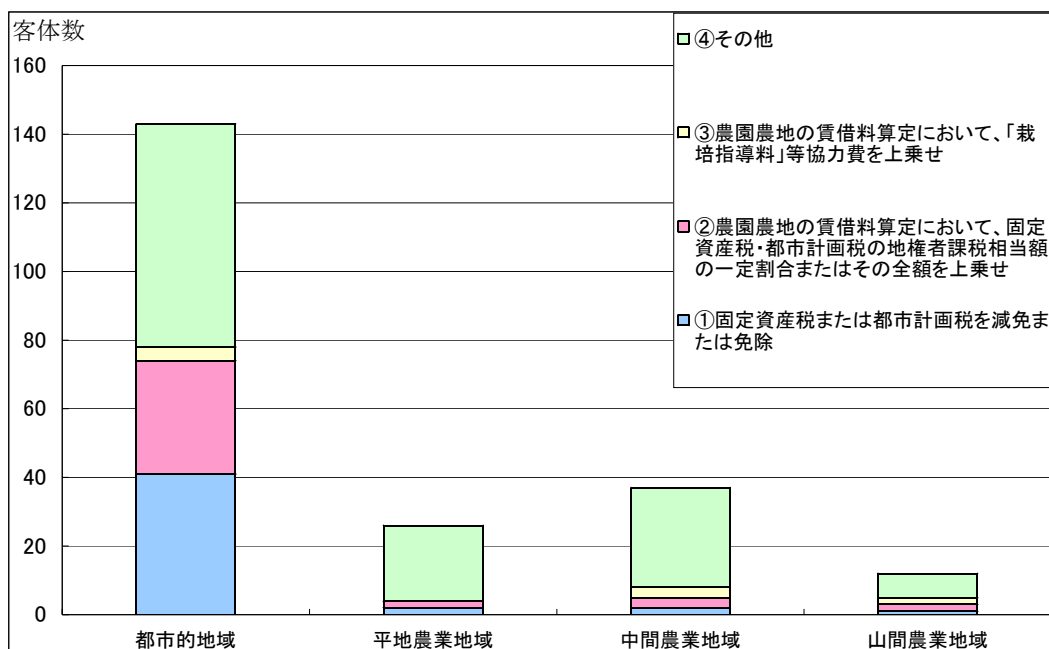
2) 無回答7客体

問6 開設主体における行政・農協等から地権者への支援の有無・内容について（複数回答）

行政・農協等から地権者への支援の有無・内容については、農園数の多い都市的地域でみると、「固定資産税または都市計画税を軽減または免除」29%、「農園農地の賃借料算定において、固定資産税・都市計画税の地権者課税相当額の一定割合またはその全額を上乗せ」23%で、都市的地域では税制面での軽減措置が多くなっている。なお、「その他」と回答した農園の主な支援では、開設時の市町村からの助成をあげている。

また、農園周辺の農地価格（万円/10アール）別にみると、農地価格が高くなるにつれて、「固定資産税または都市計画税を軽減または免除」の割合が高くなる傾向にある。特に農地価格が「1億円以上」では6割と高い。

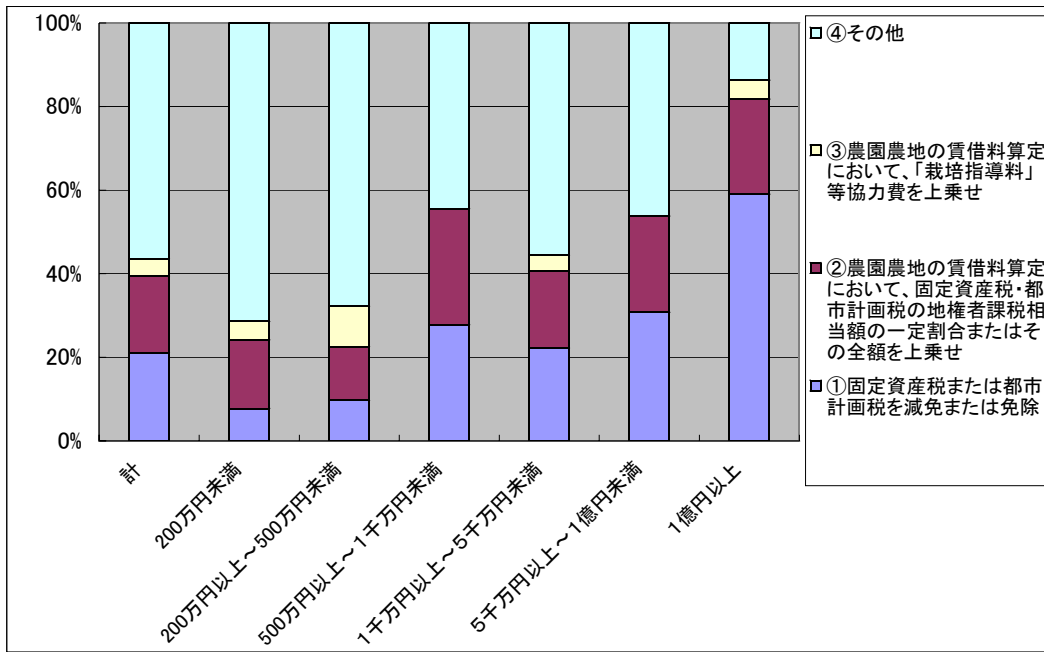
図6-1 地権者への支援の有無・内容（農業地域類型別）



支援の内容	①	②	③	④	計	構成比
農業地域類型						
都市的地域	41	33	4	65	143	66%
平地農業地域	2	2	2	22	22	10%
中間農業地域	2	3	3	29	37	17%
山間農業地域	1	2	2	7	12	6%
計	46	40	9	123	218	100%
構成比	21%	18%	4%	56%	100%	

注：無回答81客体（無回答には支援のない場合も含む。）

図 6 - 2 地権者への支援の有無・内容（周辺農地価格別）



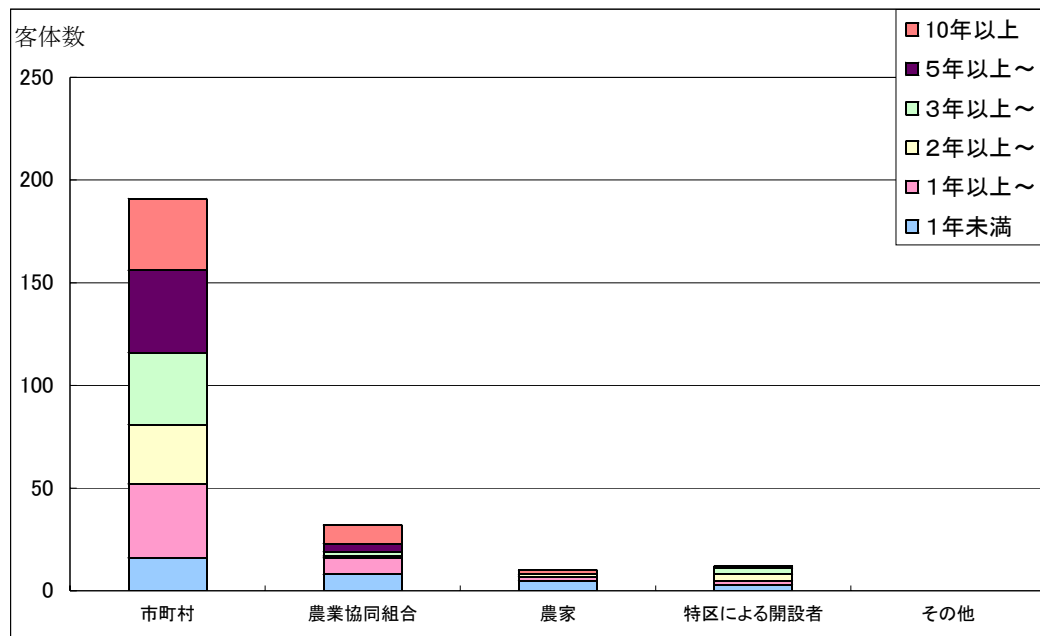
支援の内容	①	②	③	④	計	構成比
周辺農地価格						
200万円未満	7	15	4	65	91	45%
200万円以上～500万円未満	3	4	3	21	31	15%
500万円以上～1千万円未満	5	5	8	18	36	18%
1千万円以上～5千万円未満	6	5	1	15	27	13%
5千万円以上～1億円未満	4	3	6	13	26	13%
1億円以上	13	5	1	3	22	11%
計	38	37	9	118	202	100%
構成比	19%	18%	4%	58%	100%	

注：無回答97客体（無回答には支援のない場合も含む。）

問7 農園の農地の貸借の主な契約期間について（1つ回答）

貸借を受けている農地の主な契約期間は、「1年以上2年未満」20%、「10年以上」19%、「5年以上10年未満」18%となっており、5年未満が6割を占めている。

図7 農地の貸借期間（開設主体別）



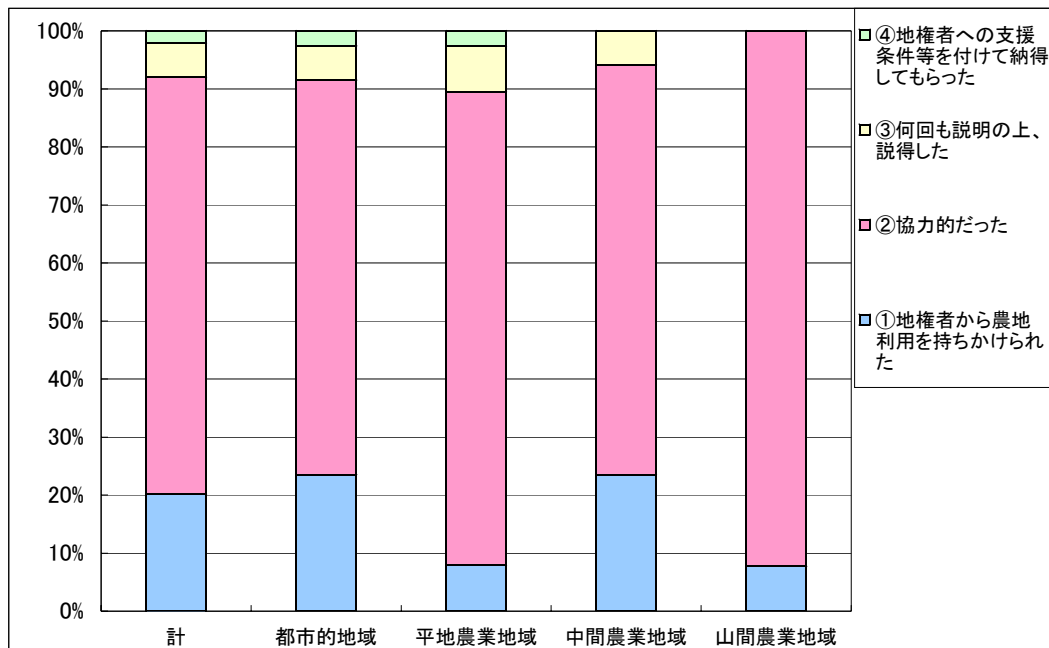
開設主体	農地貸借の契約期間						計	構成比
	1年未満	1年以上～	2年以上～	3年以上～	5年以上～	10年以上		
市町村	16	36	29	35	40	35	191	78%
農業協同組合	8	8	1	2	4	9	32	13%
農家	5	2	1	2	0	0	10	4%
特区による開設者	3	2	3	3	0	1	12	5%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0%
計	32	48	34	40	44	47	245	100%
構成比	13%	20%	14%	16%	18%	19%	100%	

注：対象客体は、問4で「賃貸借」または「無償での貸借」と回答した245客体。

問8 地権者農家との用地交渉時の難易度について（1つ回答）

農園農地の貸借を受けている場合の地権者との用地交渉時の難易度は、「協力的だった」が7割を占め、「地権者から農地利用を持ち掛けられた」を合わせると9割に達することから、地権者との用地交渉は総じて円滑に行われていることがうかがえる。

図8 地権者との用地交渉時の難易度（農業地域類型別）



用地交渉時の難易度	①	②	③	④	計	構成比
農業地域類型						
都市的領域	36	104	9	4	153	64%
平地農業領域	3	31	3	1	38	16%
中間農業領域	8	24	2		34	14%
山間農業領域	1	12			13	5%
計	48	171	14	5	238	100%
構成比	20%	72%	6%	2%	100%	

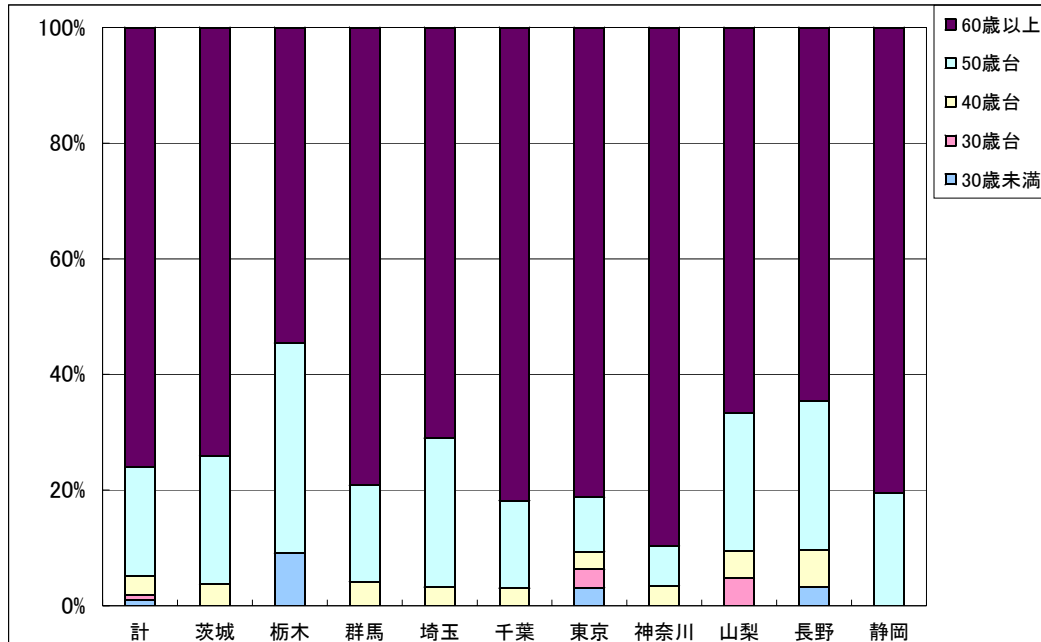
注：無回答56客体

4 利用状況

問9 利用者の主な年齢層について（第1位）

農園利用者の主な年齢層の第1位は、「60歳以上」が76%で最も多く、次いで「50歳台」19%となっており、50歳以上が95%を占めている。

図9 農園利用者の年齢層（第1位）



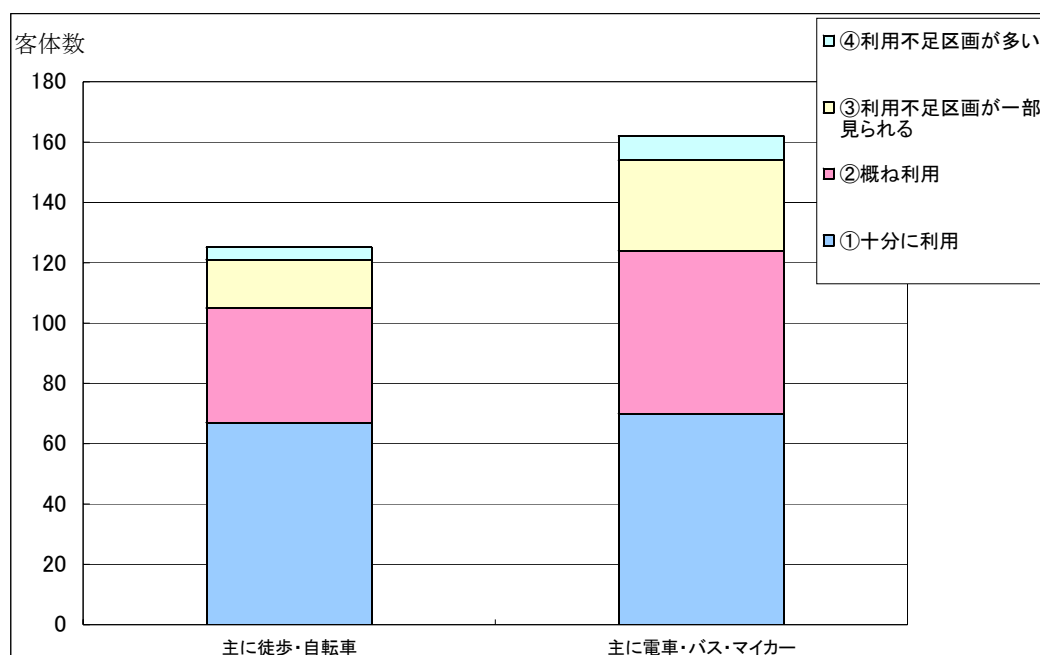
主な年齢別	都県					計	構成比
	30歳未満	30歳台	40歳台	50歳台	60歳以上		
茨城				1	6	27	10%
栃木	1				4	11	4%
群馬			1		4	24	9%
埼玉			1		8	31	11%
千葉			1	1	5	33	12%
東京	1	1		1	3	26	12%
神奈川				1	2	26	11%
山梨		1	1	1	5	21	8%
長野	1			2	8	31	11%
静岡					7	29	13%
計	3	2	9	52	209	275	100%
構成比	1%	1%	3%	19%	76%	100%	

注：無回答19客体

問10 利用者の主な通園方法について（1つ回答）

利用者の主な通園方法は、「主に徒歩・自転車」44%、「主に電車・バス・マイカー」56%であった。また、通園方法別の利用状況をみると、「主に徒歩・自転車」では、「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると84%となっている。他方、「主に電車・バス・マイカー」では、「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると77%であり、これに加えて「利用不足区画が一部みられる」が19%と徒歩・自転車よりも高い割合となっている。利用する農園へのアクセスの利便性・手軽さなどが、利用状況に反映されていることがうかがわれる。

図10 主な通園方法（利用状況別）



利用状況	①	②	③	④	計	構成比
主に徒歩・自転車	67	38	16	4	125	44%
主に電車・バス・マイカー	70	54	30	8	162	56%
計	137	92	46	12	287	100%
構成比	48%	32%	16%	4%	100%	

注：無回答7客体

問11 契約区画における利用者の主な利用状況について（1つ回答）

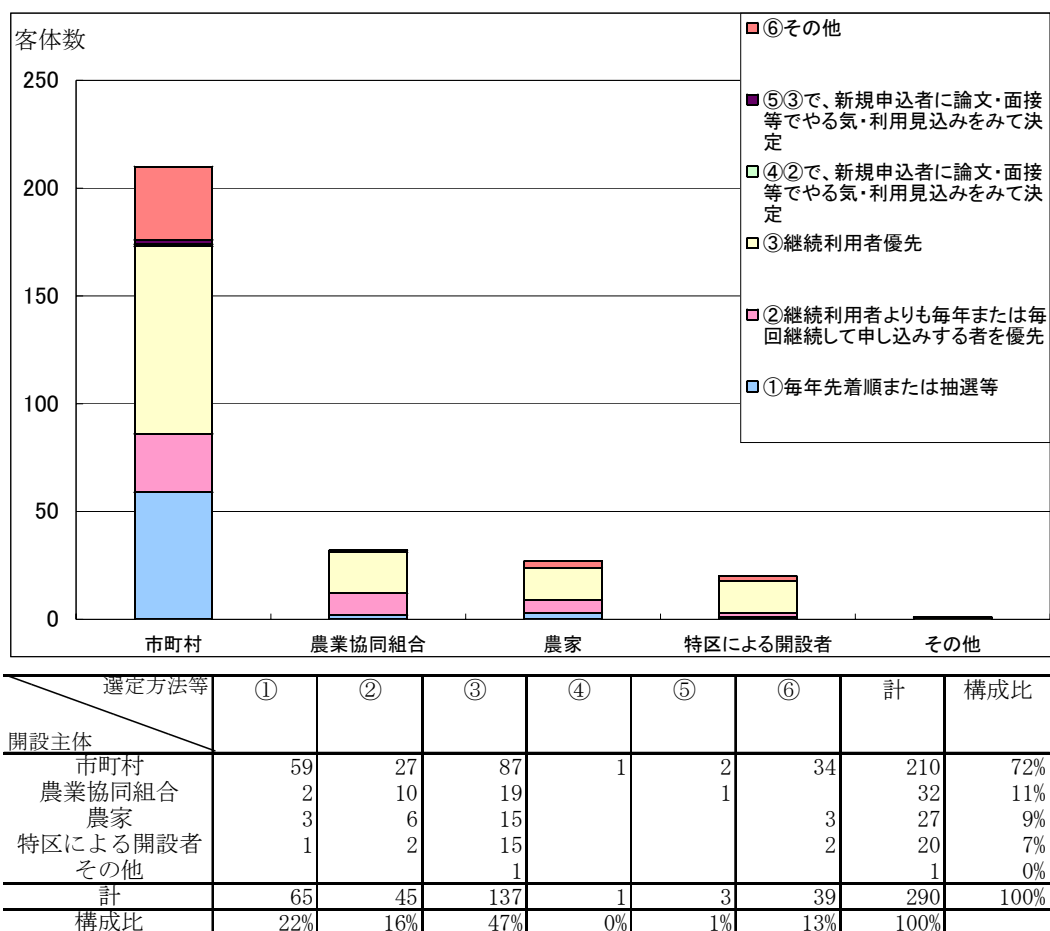
農園の契約区画における利用者の主な利用状況は、「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると8割を占め利用率の高さがうかがえる（グラフ、表は問10参照）。

問12 利用希望者の主な選定方法、待機者・継続希望利用者が出る場合の優先付けについて（1つ回答）

利用希望者の主な選定方法、待機者・継続希望利用者が出る場合の優先付けは、「継続利用者優先（空き区画が出れば募集）」が47%と最も多く、次いで「毎年先着順又は抽選等（継続利用希望者も含めて）」22%、「継続利用者より毎年または毎回継続して申込みする者を優先」16%の順となっている。

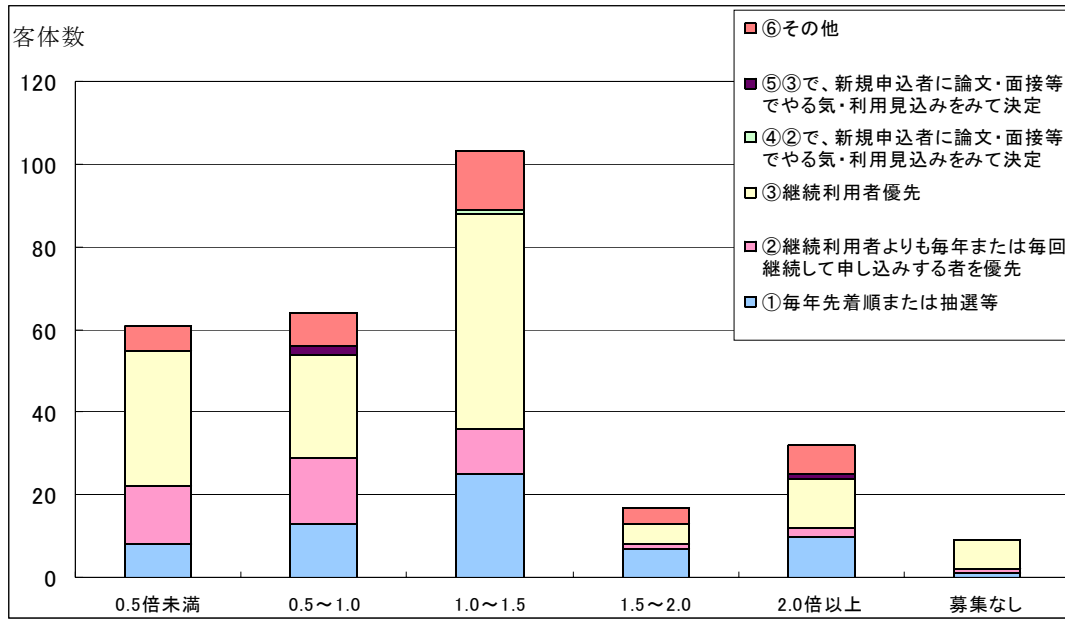
募集倍率別にみると、募集倍率が「1.5以上2.0倍未満」では「毎年先着順または抽選等（継続利用希望者も含めて）」が4割、「0.5倍未満」では「継続利用者優先（空き区画が出れば募集）」が5割を占めている。

図12-1 希望者の主な選定方法等（開設主体別）



注：無回答4客体

図12-2 希望者の主な選定方法等（募集倍率別）



選定方法等	①	②	③	④	⑤	⑥	計	構成比
募集倍率								
0.5倍未満	8	14	33			6	61	21%
0.5以上～1.0倍未満	13	16	25		2	8	64	22%
1.0以上～1.5倍未満	25	11	52	1		14	103	36%
1.5以上～2.0倍未満	7	1	5			4	17	6%
2.0倍以上	10	2	12		1	7	32	11%
募集なし	1	1	7				9	3%
計	64	45	134	1	3	39	286	100%
構成比	22%	16%	47%	0%	1%	14%	100%	

注：無回答8客体

5 開園の効果

問13 地域・周辺地域に対する開園の効果について（複数回答）

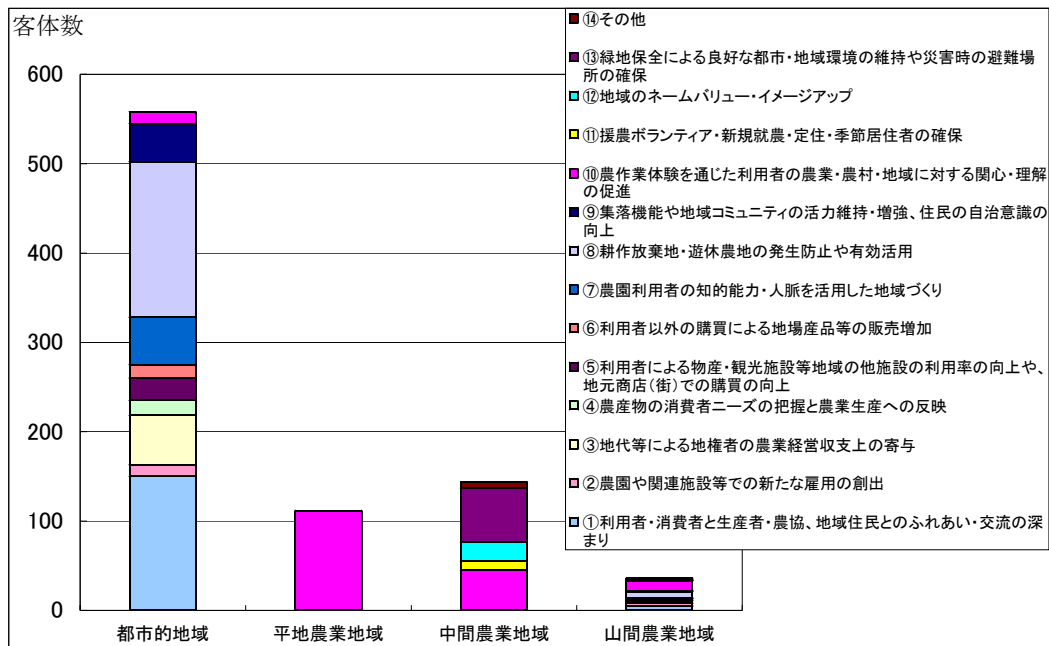
地域・周辺環境に対する開園の効果について聞いたところ、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止や有効活用」及び「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」がそれぞれ21%、次いで「利用者・消費者と生産者・農協、地域住民とのふれあい・交流の深まり」が18%となっている。

農業地域類型別にみると、都市的農業地域では「耕作放棄地・遊休農地の発生防止や有効活用」が31%と最も多く、次いで「利用者・消費者と生産者・農協、地域住民とのふれあい・交流の深まり」が27%であった。平地農業地域では「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」が100%、中間農業地域では、「緑地保全による良好な都市・地域環境の維持や災害時の避難場所の確保」が42%と最も多く、次いで「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」が31%となっている。

また、通園方法別にみると、「主に徒歩・自転車」では「耕作放棄地・遊休農地の発生防止や有効活用」、「主に電車・バス・マイカー」では「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」がそれぞれ2割を占めて

いる。

図13-1 開園の効果（農業地域類型別）

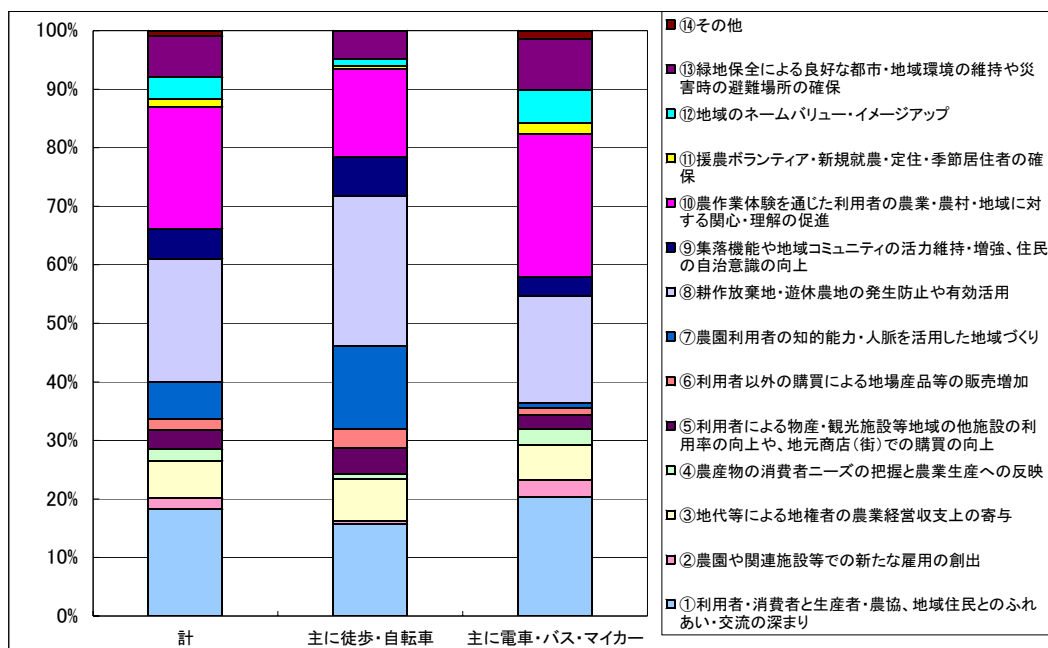


開園の効果	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
農業地域類型								
都市的領域	150	13	55	17	25	15	53	174
平地農業領域								
中間農業領域								
山間農業領域	5	3			3	2	1	7
計	155	16	55	17	28	17	54	181
構成比	18%	2%	6%	2%	3%	2%	6%	21%

開園の効果	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計	構成比
農業地域類型								
都市的領域	43	13					558	66%
平地農業領域		112					112	13%
中間農業領域		45	10	21	61	7	144	17%
山間農業領域	1	11	1	1		1	36	4%
計	44	181	11	22	61	8	850	100%
構成比	5%	21%	1%	3%	7%	1%	100%	

注：無回答3客体

図13-2 開園の効果（通園方法別）



開園の効果	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
通園方法								
主に徒歩・自転車	55	2	25	3	16	11	50	90
主に電車・バス・マイカー	102	14	30	14	12	6	4	91
計	157	16	55	17	28	17	54	181
構成比	18%	2%	6%	2%	3%	2%	6%	21%

開園の効果	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計	構成比
通園方法								
主に徒歩・自転車	23	53	2	4	17		351	41%
主に電車・バス・マイカー	17	122	9	28	44	7	500	59%
計	40	175	11	32	61	7	851	100%
構成比	5%	21%	1%	4%	7%	1%	100%	

注：無回答12客体

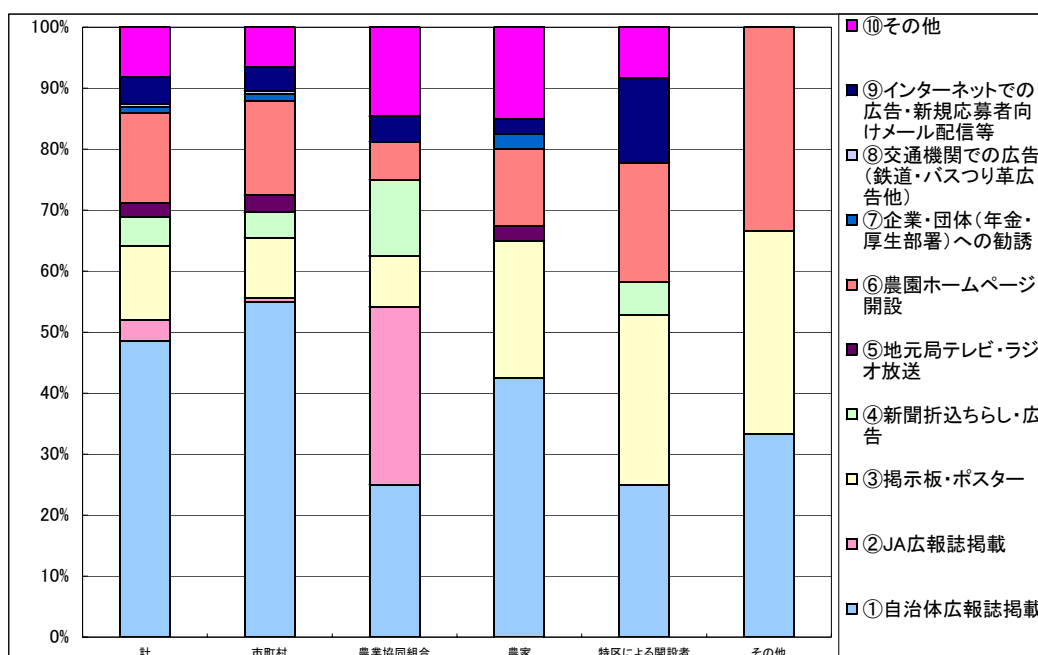
6 農園の運営・管理状況

問14 利用者の募集方法について（複数回答）

利用者の募集方法は「自治体広報誌掲載」が49%と最も多く、次いで「農園ホームページ開設」15%、「掲示板・ポスター」12%の順となっている。

また、開設主体別にみると、市町村、農業協同組合、農家では、自治体、JA 広報誌掲載及び掲示板・ポスターでの募集方法を合わせると6割強を占めている。

図14 利用者の募集方法（開設主体別）



募集方法	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
開設主体								
市町村	196	2	35	15	10	55	4	2
農業協同組合	12	14	4	6		3		
農家	17		9		1	5	1	
特区による開設者	9		10	2		7		
その他	1		1			1		
計	235	16	59	23	11	71	5	2
構成比	49%	3%	12%	5%	2%	15%	1%	0%

募集方法	⑨	⑩	計	構成比
開設主体				
市町村	14	23	356	74%
農業協同組合	2	7	48	10%
農家	1	6	40	8%
特区による開設者	5	3	36	7%
その他			3	1%
計	22	39	483	100%
構成比	5%	8%	100%	

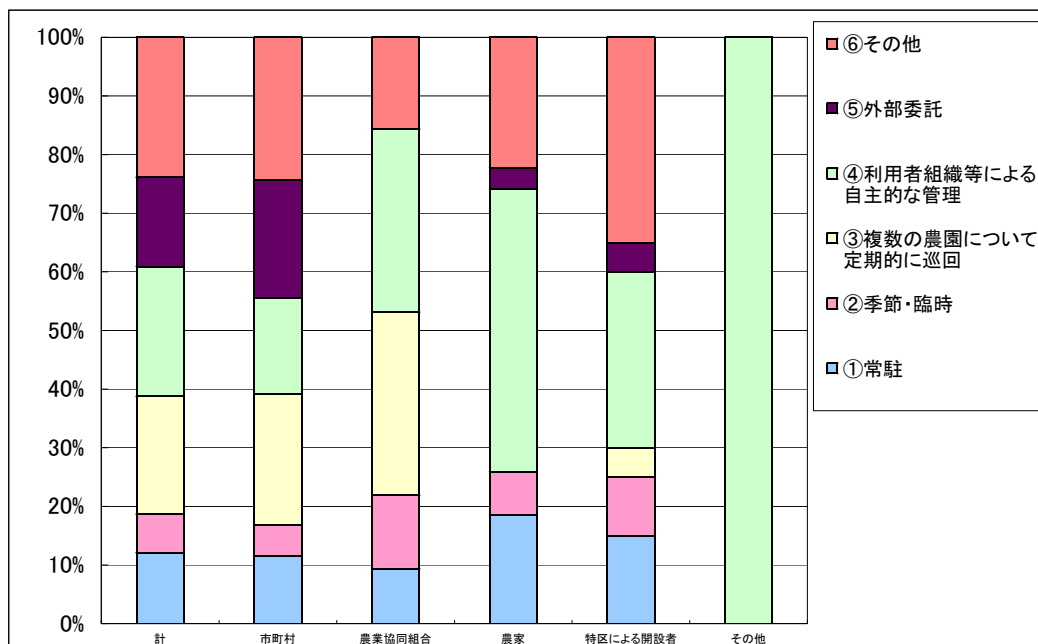
注：無回答15客体

問15 管理者の設置状況について（1つ回答）

農園の主な管理者の設置状況は、「利用者組織等による自主的な管理」が22%と多く、次いで「複数の農園について定期的に巡回」20%、「外部委託」15%の順となっている（「利用者組織」とは、利用者による管理組合の他、規約がない利用者の穏やかな集まりも含む）。

開設主体別にみると、市町村では「外部委託」が2割、農家では「利用者組織等による自主的な管理」が5割弱を占めている。

図15 管理者の設置状況（開設主体別）



管理者設置状況	①	②	③	④	⑤	⑥	計	構成比
開設主体								
市町村	24	11	47	34	42	51	209	72%
農業協同組合	3	4	10	10		5	32	11%
農家	5	2		13	1	6	27	9%
特区による開設者	3	2	1	6	1	7	20	7%
その他				1			1	0%
計	35	19	58	64	44	69	289	100%
構成比	12%	7%	20%	22%	15%	24%	100%	

注：無回答5客体

問16 栽培指導体制について（複数回答）

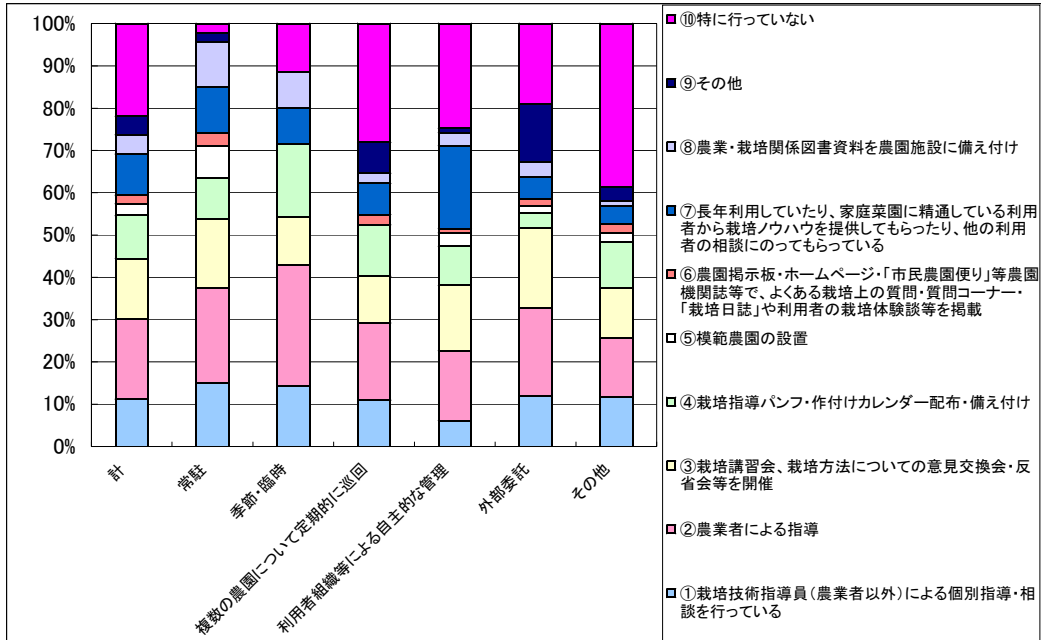
栽培指導体制について聞いたところ、「特に行っていない」が22%で最も多く、次いで「農業者による指導」19%、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会等を開催」14%の順であった。技術指導員や農業者による指導は3割で、複数回答であることに鑑みれば、個別指導の割合は比較的低い。

また、管理者の設置状況別にみると、管理者が常駐している農園では、「特に行っていない」は2%と少なくなっている。季節・臨時的に管理者を設置している農園では、「農業者による指導」が3割を占めている。

さらに、開設年ごとの栽培指導体制をみると、1991年以降近年まで開設された農

園では、「栽培技術指導員による個別指導・相談」、「農業者による指導」のほか、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会等を開催」、「栽培指導パンフ・作付けカレンダー配布・備え付け」が増加傾向にあり、近年開設された農園では、個別指導を行う農園が増えている。

図16-1 栽培指導体制（管理者の設置状況別）

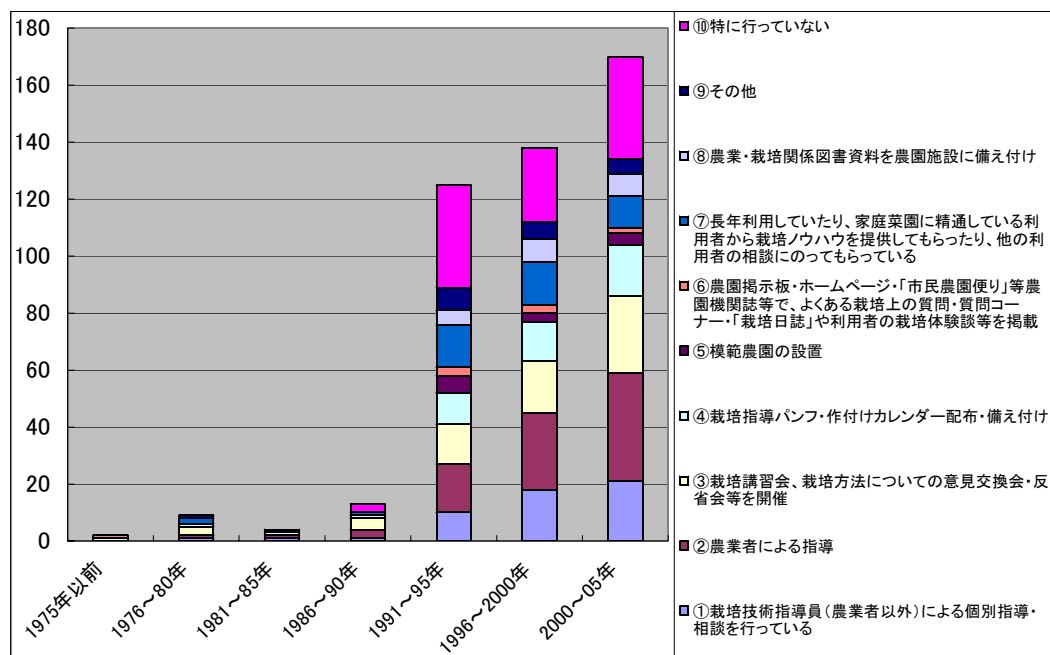


栽培指導体制	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
管理者設置状況								
常駐	14	21	15	9	7	3	10	10
季節・臨時	5	10	4	6			3	3
複数の農園について定期的に巡回	9	15	9	10		2	6	2
利用者組織等による自主的な管理	6	16	15	9	3	1	19	3
外部委託	7	12	11	2	1	1	3	2
その他	11	13	11	10	2	2	4	1
計	52	87	65	46	13	9	45	21
構成比	11%	19%	14%	10%	3%	2%	10%	5%

栽培指導体制	⑨	⑩	計	構成比
管理者設置状況				
常駐	2	2	93	20%
季節・臨時		4	35	8%
複数の農園について定期的に巡回	6	23	82	18%
利用者組織等による自主的な管理	1	24	97	21%
外部委託	8	11	58	13%
その他	3	36	93	20%
計	20	100	458	100%
構成比	4%	22%	100%	

注：無回答 6 客体

図16-2 栽培指導体制（開設年別）



栽培指導体制	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
開設年								
1975年以前				1		1		
1976～80年	1	1	3	1			2	
1981～85年	1	1	1	1			1	
1986～90年	1	3	4	1			1	
1991～95年	10	17	14	11	6	3	15	5
1996～2000年	18	27	18	14	3	3	15	8
2000～05年	21	38	27	18	4	2	11	8
計	52	87	66	47	13	9	45	21
構成比	11%	19%	14%	10%	3%	2%	10%	5%

栽培指導体制	⑨	⑩	計	構成比
開設年				
1975年以前			2	0%
1976～80年	1		9	2%
1981～85年			4	1%
1986～90年		3	13	3%
1991～95年	8	36	125	27%
1996～2000年	6	26	138	30%
2000～05年	5	36	170	37%
計	20	101	461	100%
構成比	4%	22%	100%	

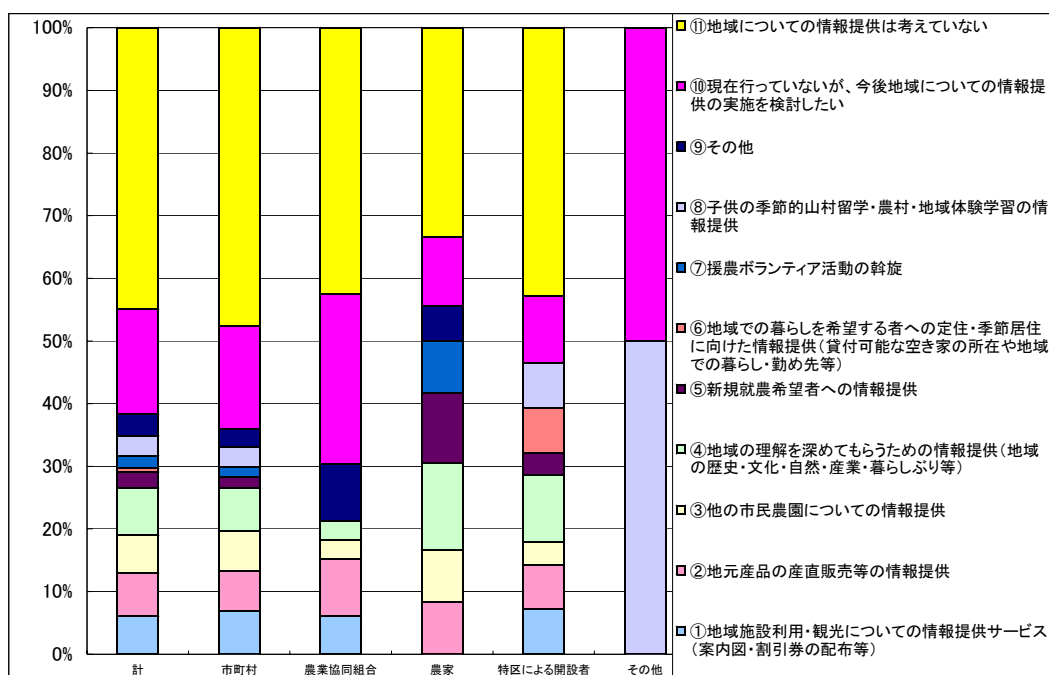
注：無回答 6 客体

問17 利用者への地域情報の提供サービスについて（複数回答）

利用者への地域情報提供サービスは、「地域についての情報提供は考えていない」が45%と最も多く、次いで「現在行っていないが、今後地域についての情報提供の実施を検討したい」が17%となっており、現在提供を行っていない客体は6割を超えている。

開設主体別にみると、農業協同組合では「現在行っていないが、今後地域についての情報提供の実施を検討したい」が3割弱となっている。また、農家では4割が何らかの情報提供を行っている。

図17 地域情報の提供サービス（開設主体別）



情報提供サービス	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
開設主体								
市町村	17	16	16	17	4		4	8
農業協同組合	2	3	1	1				
農家		3	3	5	4		3	
特区による開設者	2	2	1	3	1	2		2
その他								1
計	21	24	21	26	9	2	7	10
構成比	6%	7%	6%	8%	3%	1%	2%	3%

情報提供サービス	⑨	⑩	⑪	計	構成比
開設主体					
市町村	7	41	118	248	72%
農業協同組合	3	9	14	33	10%
農家	2	4	12	36	10%
特区による開設者		3	12	28	8%
その他		1		2	1%
計	12	57	156	345	100%
構成比	3%	17%	45%	100%	

注：1) 無回答3客体

2) ①～⑨を選択した客体は⑩、⑪を選択せず、⑩、⑪を選択した客体はいずれか1つを回答。

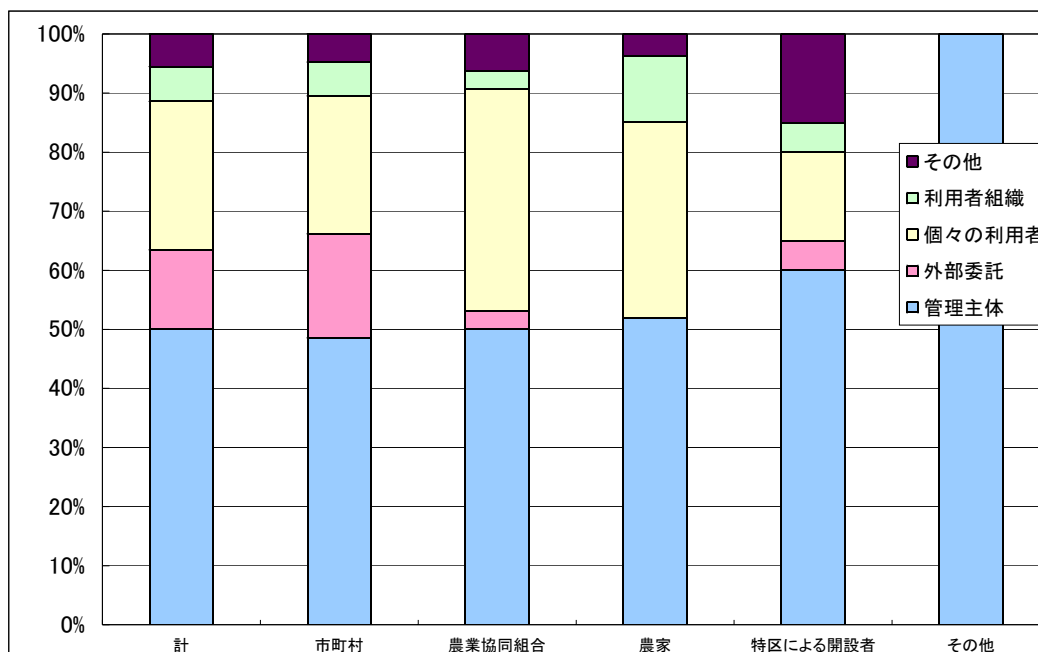
7 財政状態、固定資産のメンテナンス

問18 通路、駐車場等の共用部分の管理の主たる作業主体について（1つ回答）

通路、駐車場等の共用部分の管理の主たる作業主体は、「管理主体」が50%と最も多く、次いで「個々の利用者」25%、「外部委託」13%の順となっている。

開設主体別にみると、「外部委託」では市町村（18%）が最も多く、「個々の利用者」では農業協同組合38%、農家33%の順に多くなっている。

図18 共用部分の管理の作業主体（開設主体別）



共用部分管理作業 開設主体	管理主体	外部委託	個々の利用者	利用者組織	その他	計	構成比
市町村	102	37	49	12	10	210	72%
農業協同組合	16	1	12	1	2	32	11%
農家	14		9	3	1	27	9%
特区による開設者	12	1	3	1	3	20	7%
その他	1					1	0%
計	145	39	73	17	16	290	100%
構成比	50%	13%	25%	6%	6%	100%	

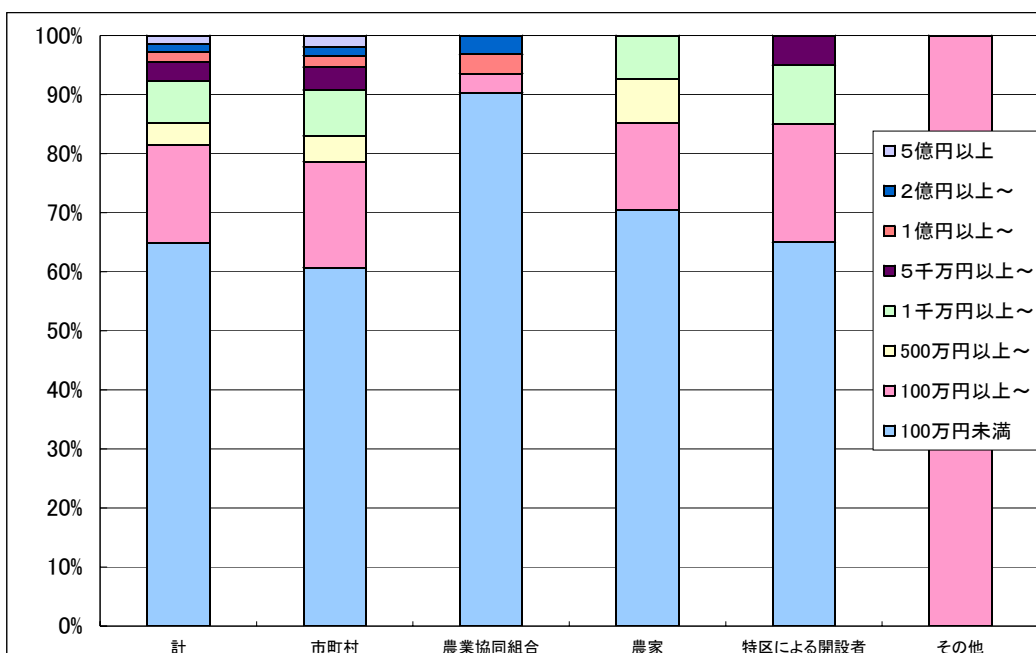
注：無回答4客体

問19 農園整備費について（1つ回答）

農園整備費（補助金等は含むが、土地購入費は含めない）は、「100万円未満」が65%と最も多く、次いで「100万円以上500万円未満」16%となっており、500万円未満が8割を超えている。

開設主体別にみると、農業協同組合では「100万円未満」が9割を占め、農家では農園整備費に5千万円以上を要した客体はなかった。

図19 農園整備費（開設主体別）



開設主体 \ 農園整備費	100万円未満	100万円以上～	500万円以上～	1千万円以上～	5千万円以上～	1億円以上～	2億円以上～	5億円以上
市町村	125	37	9	16	8	4	3	4
農業協同組合	28	1				1	1	
農家	19	4	2	2				
特区による開設者	13	4		2	1			
その他		1						
計	185	46	11	20	9	5	4	4
構成比	65%	16%	4%	7%	3%	2%	1%	1%

開設主体 \ 農園整備費	計	構成比
市町村	206	73%
農業協同組合	31	11%
農家	27	10%
特区による開設者	20	7%
その他	1	0%
計	284	100%
構成比	100%	

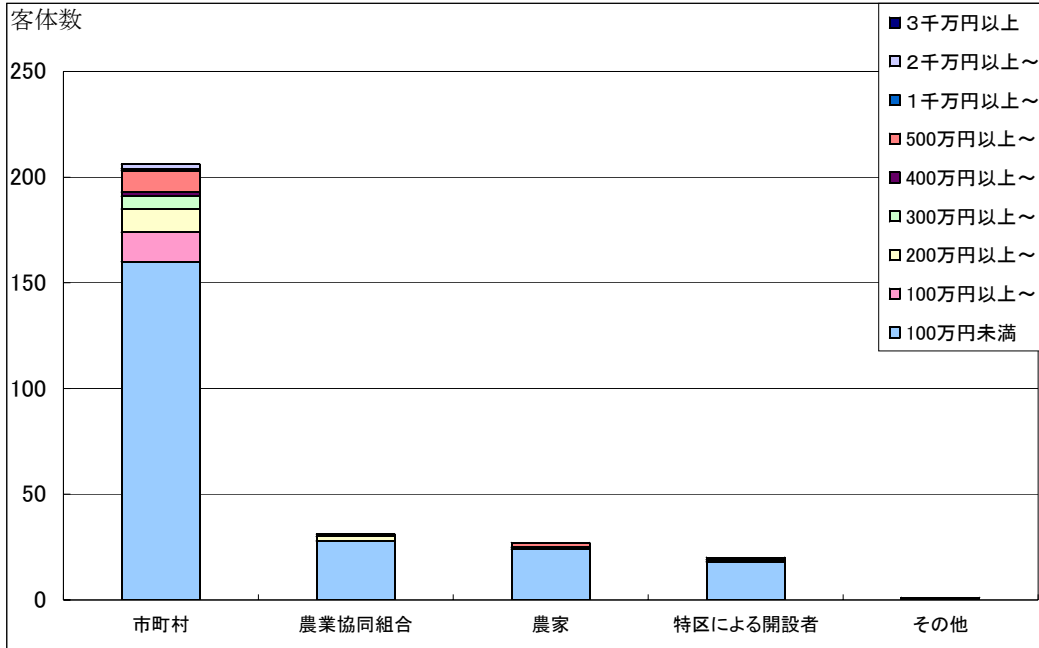
注：無回答9客体

問20 年間の運営・管理費について（1つ回答）

農園の年間の運営・管理費は、「100万円未満」が8割を占め、300万円未満では9割を超えている。

また、農園整備費別にみると、農園整備費が高くなるにつれて、年間の運営・管理費も高くなる傾向がみられる。

図20-1 年間の運営・管理費（開設主体別）



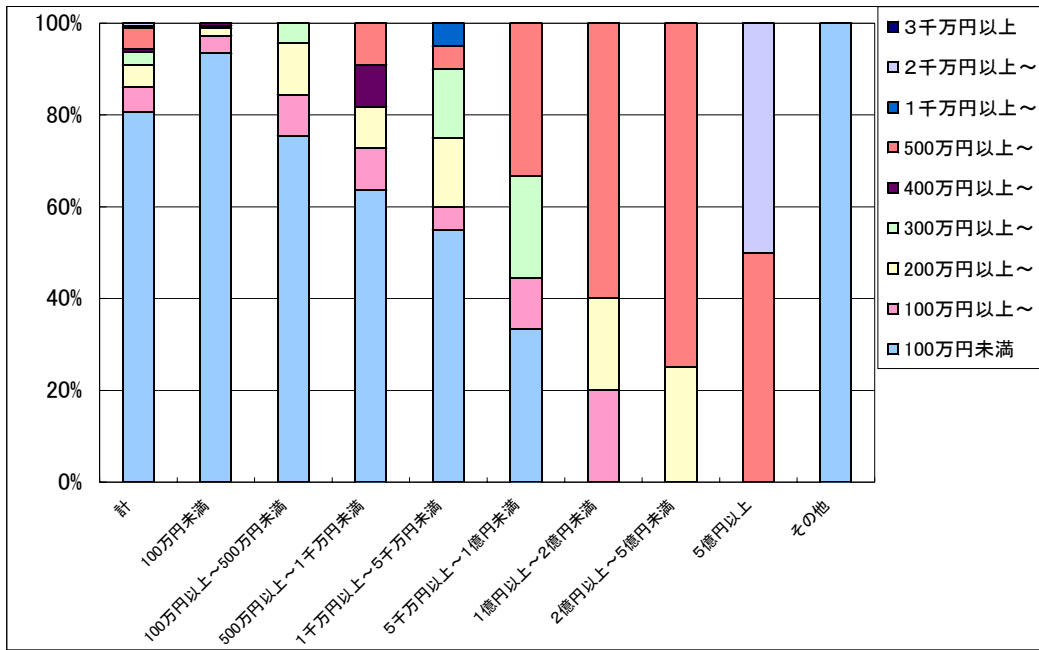
開設主体	100万円未満	100万円以上~	200万円以上~	300万円以上~	400万円以上~	500万円以上~	1千万円以上~	2千万円以上~
市町村	160	14	11	6	2	10	1	2
農業協同組合	28		2			1		
農家	24	1				2		
特区による開設者	18		1	1				
その他			1	1				
計	230	15	14	7	2	13	1	2
構成比	81%	5%	5%	2%	1%	5%	0%	1%

開設主体	3千万円以上	計	構成比
市町村		206	73%
農業協同組合		31	11%
農家		27	10%
特区による開設者		20	7%
その他		1	0%
計		284	100%
構成比	0%	100%	

注：1)無回答9客体

2)17年度に農園を開設した客体は、17年度見込額。複数の農園を運営・管理している客体は、1農園当たりの額。農園管理にかかる人件費は、農園業務に専業している場合のみ含まれる（問21も同じ）。

図20-2 年間の運営・管理費（農園整備費別）



運営・管理費	100万円未満	100万円以上～	200万円以上～	300万円以上～	400万円以上～	500万円以上～	1千万円以上～	2千万円以上～
農園整備費								
100万円未満	172	7	3	1	1			
100万円以上～500万円未満	34	4	5	2				
500万円以上～1千万円未満	7	1	1		1			
1千万円以上～5千万円未満	11	1	3	3		1	1	
5千万円以上～1億円未満	3	1		2			3	
1億円以上～2億円未満		1	1				3	
2億円以上～5億円未満			1				3	
5億円以上							2	2
その他	3							
計	230	15	14	8	2	13	1	2
構成比	81%	5%	5%	3%	1%	5%	0%	1%

運営・管理費	3千万円以上	計	構成比
農園整備費			
100万円未満		184	65%
100万円以上～500万円未満		45	16%
500万円以上～1千万円未満		11	4%
1千万円以上～5千万円未満		20	7%
5千万円以上～1億円未満		9	3%
1億円以上～2億円未満		5	2%
2億円以上～5億円未満		4	1%
5億円以上		4	1%
その他		3	1%
計		285	100%
構成比	0%	100%	

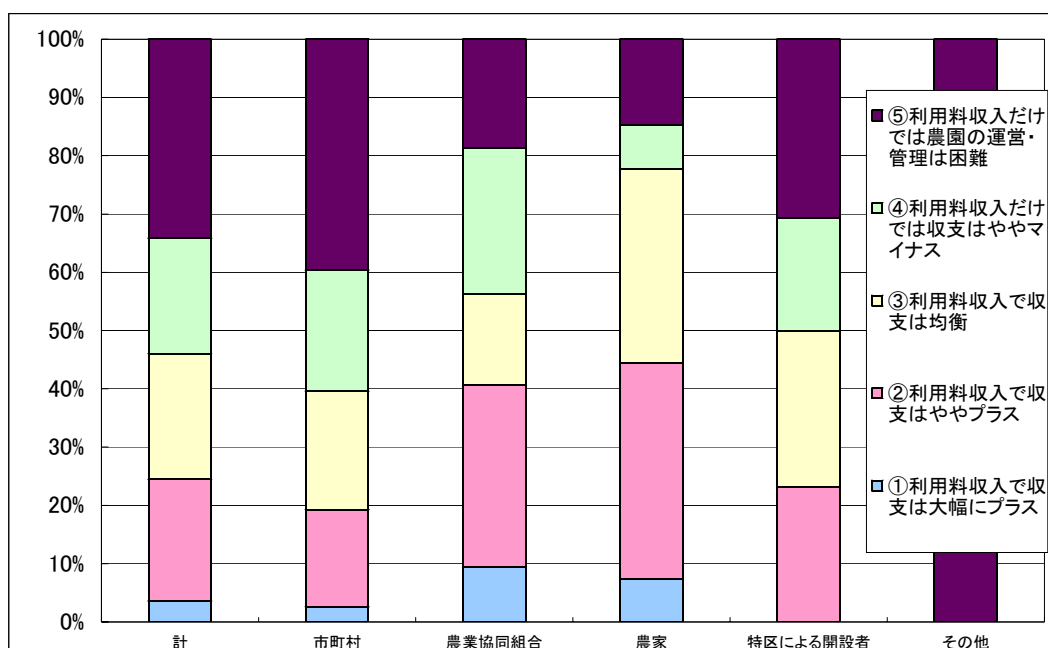
注：無回答9客体

問21 利用料収入との比較での運営収支について（1つ回答）

農園の利用料収入との比較での運営収支状況は、「利用料収入だけでは、農園の運営・管理は困難」が34%と高く、次いで「利用料収入で収支は均衡」22%、「利用料収入で収支はややプラス」21%の順であった。利用料収入だけでは、農園の運営・管理は困難及び収支はややマイナスは5割強を占め、利用料収入だけでは、農園の運営は厳しいことがうかがわれる。

一方、農園周辺の農地価格（10アール当たり）別に利用料収入と比較した運営収支状況をみると、農地価格が200万円以上では、農地価格が高くなるにつれて、「利用料収入だけでは農園の運営・管理は困難」の割合も高くなる傾向にあり、特に、農地価格が1億円以上では、6割を占めている。

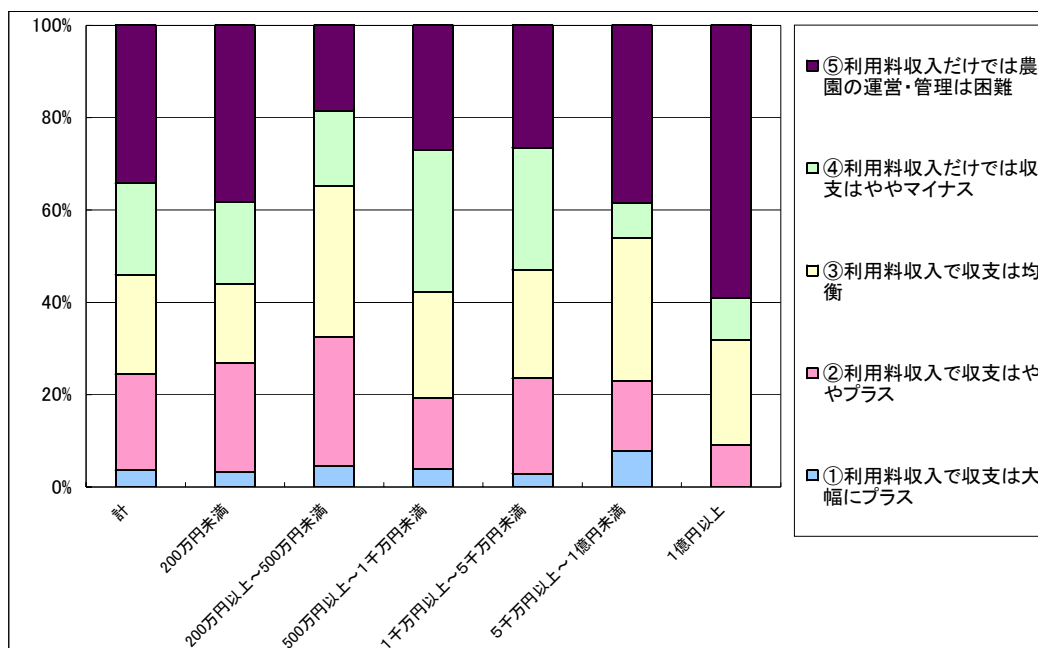
図21-1 利用料収入との比較での運営収支（開設主体別）



運営収支	①	②	③	④	⑤	計	構成比
開設主体							
市町村	5	32	39	40	76	192	69%
農業協同組合	3	10	5	8	6	32	12%
農家	2	10	9	2	4	27	10%
特区による開設者		6	7	5	8	26	9%
その他					1	1	0%
計	10	58	60	55	94	277	100%
構成比	4%	21%	22%	20%	34%		

注：無回答17客

図21-2 利用料収入との比較での運営収支（農園周辺の農地価格別）



運営収支	①	②	③	④	⑤	計	構成比
周辺農地価格							
200万円未満	4	29	21	22	47	123	51%
200万円以上～500万円未満	2	12	14	7	8	43	18%
500万円以上～1千万円未満	1	4	6	8	7	26	11%
1千万円以上～5千万円未満	1	7	8	9	9	34	14%
5千万円以上～1億円未満	1	2	4	1	5	13	5%
1億円以上	2	5	5	2	13	22	9%
計	9	54	53	47	76	239	100%
構成比	4%	23%	22%	20%	32%	100%	

注：無回答55客体

8 交流・地域施設等との連携活動

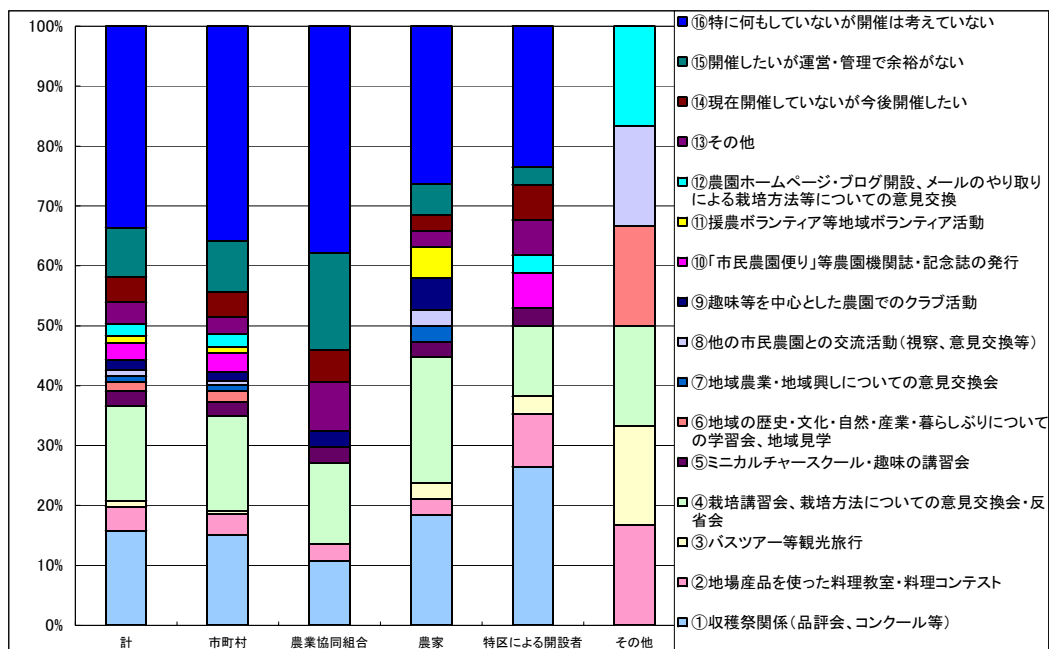
問22(1) 収穫祭等のイベント開催・交流活動実施の有無・内容・意向について（複数回答）

収穫祭等のイベントの開催や交流活動の実施状況は、「特に何もしていないし開催は考えていない」が34%で最も多く、次いで「収穫祭関係（品評会、コンクール等）」及び「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会」がそれぞれ16%となっている。

開設主体別にみると、「特に何もしていないし開催は考えていない」については、農業協同組合が38%と最も多く、次いで市町村36%、農家26%の順となっている。また、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会」については、農家21%、市町村16%、農業協同組合14%の順で、「収穫祭関係（品評会、コンクール等）」は、特区による開設者26%、農家18%、市町村15%の順となっている。何らかの形で収穫祭等のイベントの開催や交流活動を実施している開設主体は、農家で6割強と高いものの、市町村、農業協同組合ではそれぞれ5割、4割と低くなっている。この要因の一つには、市町村、農業協同

組合が開設主体の場合、運営・管理も自ら行っている農園が多く、「開催したいが運営・管理で余裕がない」が市町村で1割弱、農業協同組合で2割弱であったように、イベント等は土日・祝日の開催とならざるを得ないことから体制面や人員、予算措置など十分な対応ができない等の理由が考えられる。

図22-1 イベント開催・交流活動（開設主体別）



イベント開催交流活動	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
開設主体									
市町村	43	10	1	45	7	5	3	2	4
農業協同組合	4	1		5	1				1
農家	7	1	1	8	1		1	1	2
特区による開設者	9	3	1	4	1				
その他		1	1	1		1		1	
計	63	15	3	62	10	5	4	3	7
構成比	16%	4%	1%	16%	3%	1%	1%	1%	2%

イベント開催交流活動	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	計	構成比
開設主体									
市町村	9	3	6	8	12	24	102	284	72%
農業協同組合				3	2	6	14	37	9%
農家		2		1	1	2	10	38	10%
特区による開設者	2		1	2	2	1	8	34	9%
その他			1					6	2%
計	11	5	7	14	17	33	134	393	100%
構成比	3%	1%	2%	4%	4%	8%	34%	100%	

注：1) 無回答3客体

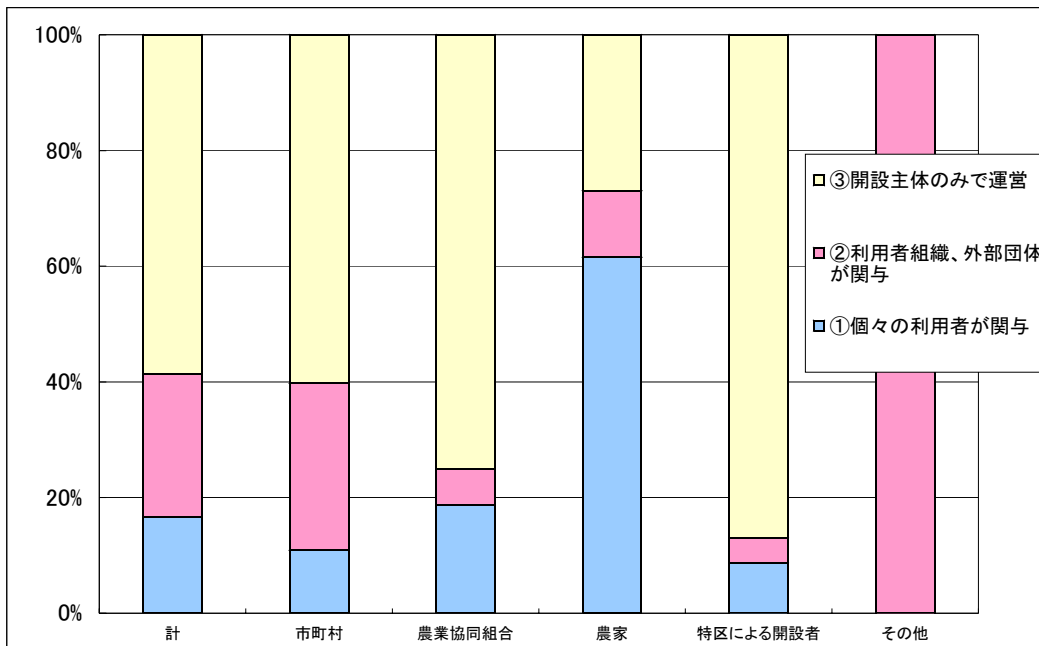
2) ①～⑬を選択した客体は⑭～⑯を選択せず、⑭～⑯を選択した客体はいずれか1つを回答。

(2) 利用者組織、外郭団体（NPO法人、生協、自治会・町内会等）の関与の有無について（1つ回答）

イベント開催・交流活動の運営について、利用者組織、外部団体（NPO法人、生協、自治会・町内会等）の関与の有無は、「開設主体のみで運営している」が6割を占めている。

開設主体別にみると、特区による開設者及び農業協同組合では、「開設主体のみで運営している」がそれぞれ87%、75%と多くなっている。一方、農家では「個々の利用者が関与」が62%と最も多かった。

図22-2 利用者組織、外部団体の関与（開設主体別）



利用者組織の関与	①	②	③	計	構成比
開設主体					
市町村	17	45	94	156	71%
農業協同組合	3	1	12	16	7%
農家	16	3	7	26	12%
特区による開設者	2	1	20	23	10%
その他		6		6	3%
計	38	50	133	221	100%
構成比	17%	23%	60%	100%	

注：1) 無回答175客体

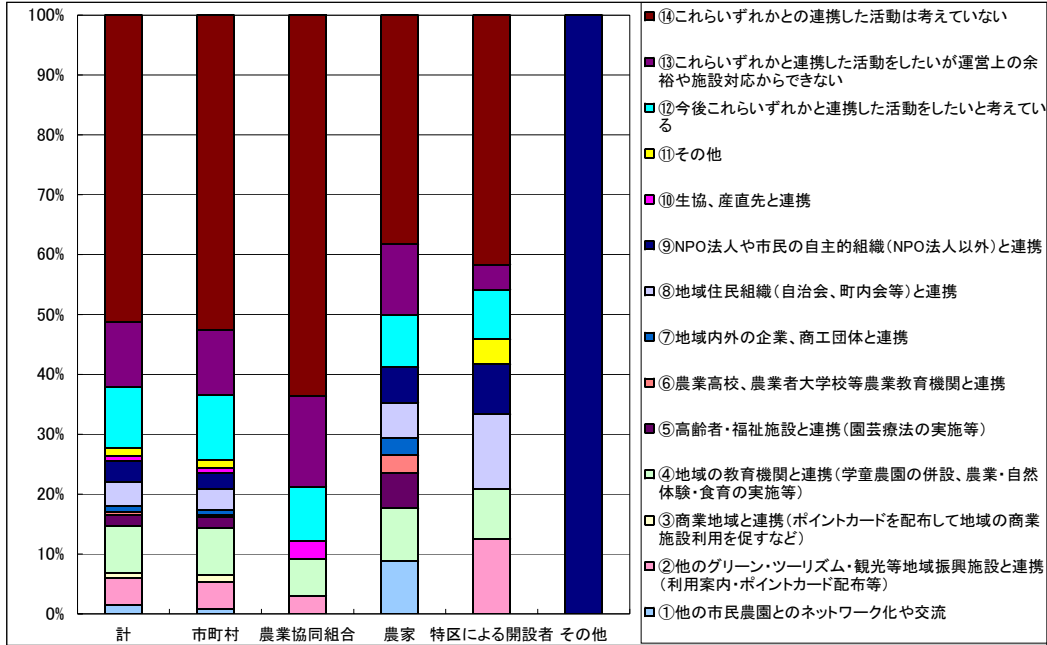
2) (1)で①～③を選択した客体が1つ回答。

問23 他の市民農園間、地域施設、地域内外関係機関・団体等と連携した活動状況とその意向について（複数回答）

他の開設主体の市民農園、地域施設、地域内外関係機関・団体等と連携した活動状況またはその意向は、「これらいずれかとの連携した活動は考えていない」が51%、「これらいずれかとの連携した活動をしたいが運営上の余裕や施設対応からできない」が11%で、他の機関等と連携した活動を考えていない、対応できないを合わせると6割を超えている。

開設主体別にみると、農業協同組合では他の機関等との連携した活動を考えていない、対応できないを合わせると8割となっている。一方、農家では4割の客体が他の機関等との連携した活動を行っている。

図23 他と連携した活動状況（開設主体別）



他と連携した活動	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
開設主体								
市町村	2	10	3	18	4	1	2	8
農業協同組合		1		2				
農家	3			3	2	1	1	2
特区による開設者		3		2				3
その他								
計	5	14	3	25	6	2	3	13
構成比	2%	4%	1%	8%	2%	1%	1%	4%

他と連携した活動	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計	構成比
開設主体								
市町村	6	2	3	25	25	121	230	71%
農業協同組合		1		3	5	21	33	10%
農家	2			3	4	13	34	11%
特区による開設者	2		1	2	1	10	24	7%
その他	1						1	0%
計	11	3	4	33	35	165	322	100%
構成比	3%	1%	1%	10%	11%	51%	100%	

注：1)無回答4客体

2)①～⑪を選択した客体は⑫～⑭を選択せず、⑫～⑭を選択した客体はいずれか1つを回答。

9 課題、市民農園制度等への要望

問24 市民農園の課題について（複数回答）

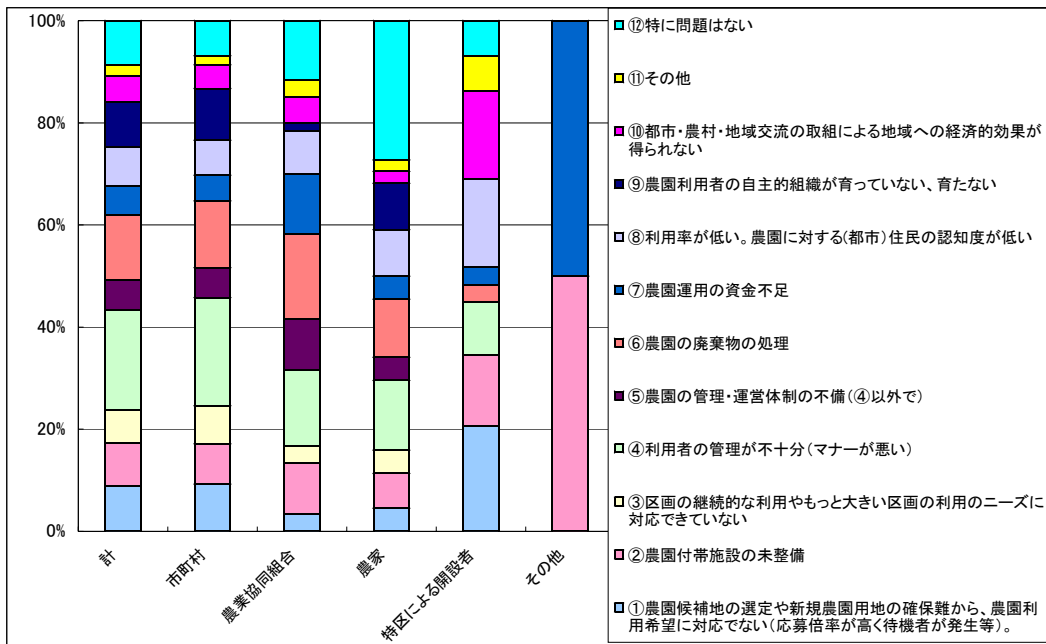
市民農園の課題について聞いたところ、「利用者の一部が管理不十分（マナーが悪い）」が19%と最も多く、次いで「農園の廃棄物の処理」13%、「農園候補地の

選定や新規農園用地の確保難から、農園利用希望に対応できない（応募倍率が高く待機者が発生等）、「農園利用者の自主的組織が育っていない、育たない」及び「特に問題はない」がそれぞれ9%となっている。

開設主体別にみると、農家では「特に問題はない」は3割弱で、他の開設主体に比べて高い割合となっている。

一方、利用料収入との比較での運営収支別に市民農園の課題をみると、「特に問題はない」客体では、「利用料収入で収支は大幅にプラス」が38%と最も多く、次いで「利用料収入で収支はややプラス」11%となっており、利用料収入での収支がプラスになるにつれて特に問題はないとする客体も多くなる傾向がみられる。

図24-1 市民農園の課題（開設主体別）

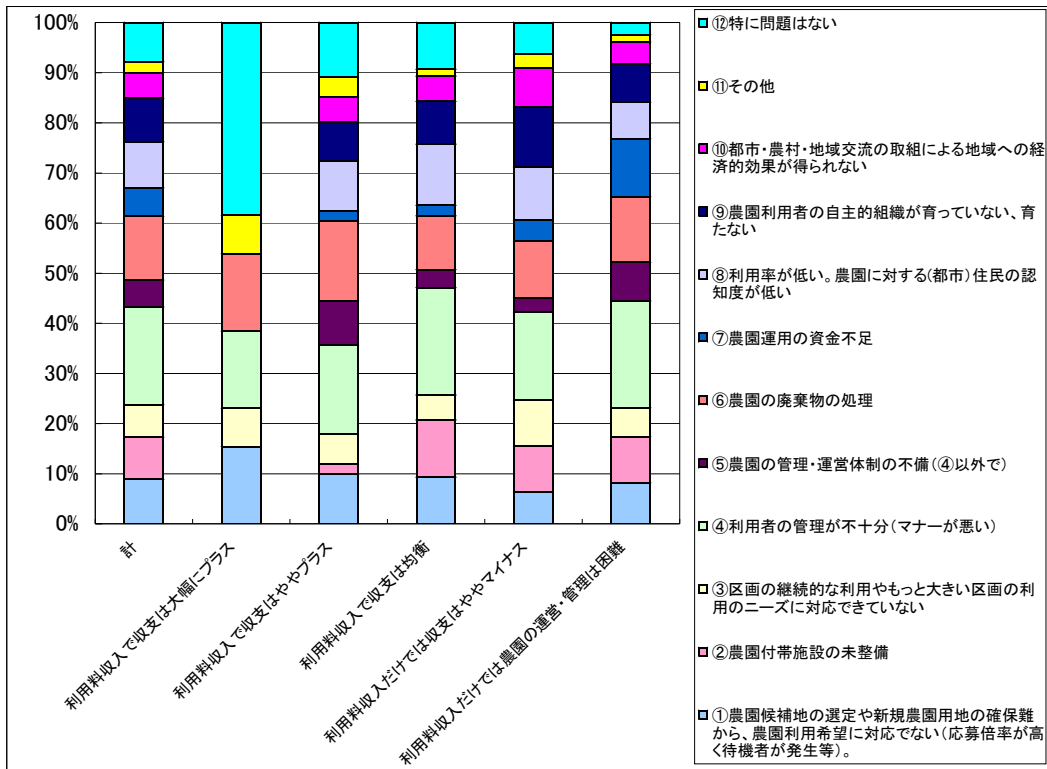


市民農園の課題	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
開設主体								
市町村	46	39	37	105	29	65	25	34
農業協同組合	2	6	2	9	6	10	7	5
農家	2	3	2	6	2	5	2	4
特区による開設者	6	4		3		1	1	5
その他		1					1	
計	56	52	41	123	37	81	35	48
構成比	9%	8%	7%	20%	6%	13%	6%	8%

市民農園の課題	⑨	⑩	⑪	⑫	計	構成比
開設主体						
市町村	50	23	9	34	496	79%
農業協同組合	1	3	2	7	60	10%
農家	4	1	1	12	44	7%
特区による開設者		5	2	2	29	5%
その他					2	0%
計	55	32	14	55	629	100%
構成比	9%	5%	2%	9%	100%	

注：無回答4客体

図24-2 市民農園の課題（運営収支別）



市民農園の課題	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
運営収支								
利用料収入で収支は大幅にプラス	2		1	2		2		
利用料収入で収支はややプラス	10	2	6	18	9	16	2	10
利用料収入で収支は均衡	13	16	7	30	5	15	3	17
利用料収入だけでは収支はややマイナス	9	13	13	25	4	16	6	15
利用料収入だけでは農園の運営・管理は困難	17	19	12	44	16	27	24	15
計	34	31	27	75	18	49	11	42
構成比	9%	8%	7%	19%	5%	12%	3%	11%

市民農園の課題	⑨	⑩	⑪	⑫	計	構成比
運営収支						
利用料収入で収支は大幅にプラス			1	5	13	3%
利用料収入で収支はややプラス	8	5	4	11	101	26%
利用料収入で収支は均衡	12	7	2	13	140	35%
利用料収入だけでは収支はややマイナス	17	11	4	9	142	36%
利用料収入だけでは農園の運営・管理は困難	16	9	3	5	207	52%
計	37	23	11	38	396	100%
構成比	9%	6%	3%	10%	100%	

注：無回答4客体

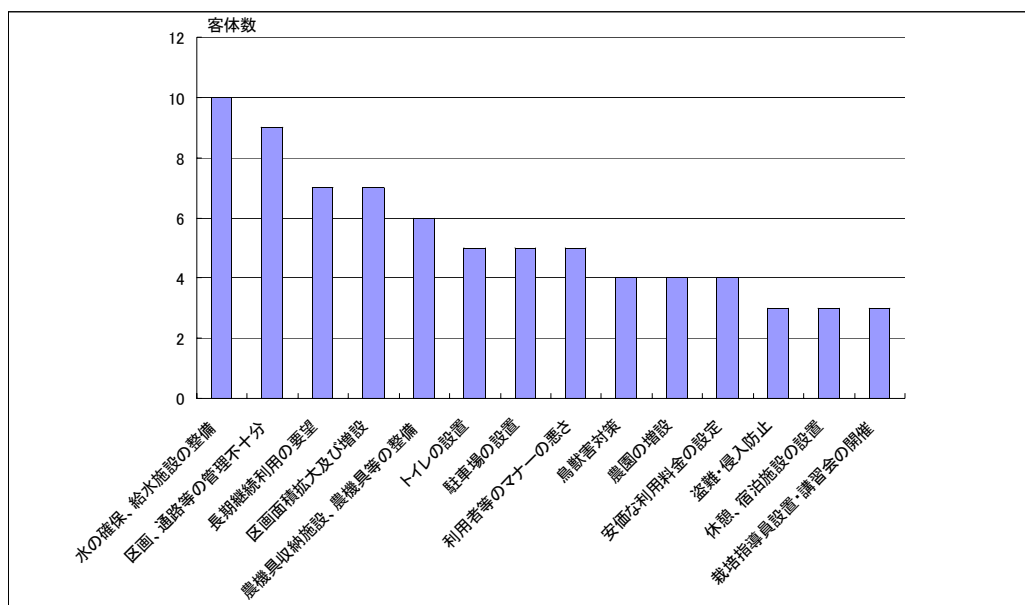
問25(1) 開設主体において、利用者から農園の運営・管理についての主な意見要望の内容について

開設主体で把握している利用者の農園の運営・管理についての意見要望を聞いたところ、55客体から回答があった（自由回答）。

主な意見要望は、水の確保・給水施設の整備が最も多く、次いで区画・通路・附帯施設等の管理不十分（雑草除去の不徹底、ごみ放置、トイレ施設等の管理不十分等）、長期継続利用の要望、区画面積の拡大及び増設の順となっている。つづいて、農機具収納施設・農機具の整備、トイレの設置、駐車場の設置、利用者等のマナーの悪さ、鳥獣害対策、農園の増設、安価な利用料金の設定等であった。また、他には土壌改良や区画整備、利用者間の情報交換等の要望もあった。

これらのことから、利用者からの主な意見要望を整理すると、農園利用や農作業を行う上で必要となる身近な問題の改善要望が多くなっている。

図25 利用者からの農園の運営・管理についての意見要望（自由回答）



(2) 市民農園制度や国による農園整備に対する支援についての改正・改善意見・提言について

市民農園制度や国による農園整備に対する支援についての改正・改善意見・提言について聞いたところ、25客体から回答があった（自由回答）。

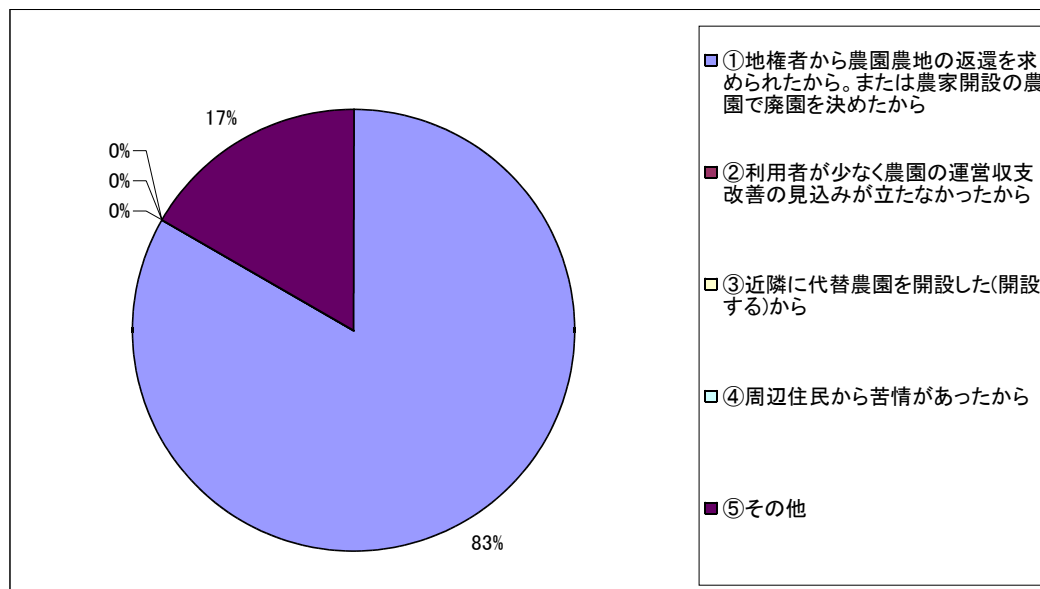
主な意見等は、農園開設に当たっての財政支援、運営・管理費に対する補助が最も多く、次いで長期継続利用、農地の規制緩和（駐車場、附帯施設用地としての農地の取扱規制の緩和等）、生産緑地内での税制面の軽減（特定農地貸付け方式の場合）、自治体、農協の管理では体力的に限界があるとなっている。他には、農園の利用促進のPRや県内外の市民農園の情報提供、鳥獣害対策、トイレ・農機具の充実、駐車場の確保、先進地の運営方法の提供、人材養成の支援、農家・ボランティア団体の開設農園における公的機関による利用者の募集等であった。

II 廃園理由に関するアンケート調査結果

問1 廃園理由について（複数回答）

近年廃園のあった13開設主体（11開設主体から回答）に聞いたところ、廃園理由の8割が、「地権者から農園農地の返還を求められたから、または農家開設の農園で廃園を決めたから」となっている。

図26 廃園理由

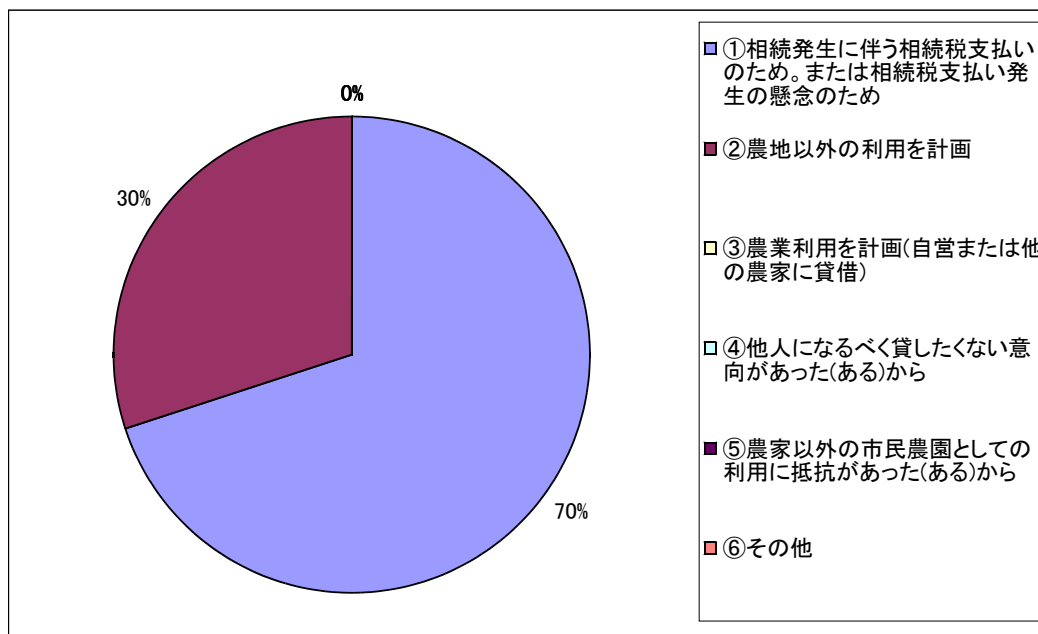


廃園理由	①	②	③	④	⑤	計	構成比
都県							
群馬県					1	1	8%
千葉県	1					1	8%
東京都	5					5	42%
神奈川県	1				1	2	17%
長野県	3					3	25%
計	10				2	12	100%
構成比	83%	0%	0%	0%	17%		100%

問2 地権者農家側の主な理由について（1つ回答）

問1で「地権者から農園農地の返還を求められたから、または農家開設の農園で廃園を決めたから」と答えた10客体において、地権者農家側の主な理由としては、「相続発生に伴う相続税支払いのため、または相続税支払い発生の懸念のため」が7割を占め、「農地以外の利用を計画」が3割となっている。

問27 地権者農家側の主な理由



地権者の理由	①	②	③	④	⑤	⑥	計	構成比
都県								
群馬県								0%
千葉県	1						1	10%
東京都	5						5	50%
神奈川県	1						1	10%
長野県		3					3	30%
計	7	3					10	100%
構成比	70%	30%	0%	0%	0%	0%	100%	

問3 利用者が少なかった理由（回答数ゼロ）

問4 市町村・農協設立農園から民間農園への代替の有無（回答数ゼロ）